

第 1 7 回 栗 原 地 域 合 併 協 議 会 会 議 録

召集年月日	平成16年4月7日(水曜日) 午後1時30分			
召集の場所	志波姫町 エポカ21			
開閉会の日時 及び宣告人	開会	平成16年4月7日(水)午後1時30分	会 長	菅 原 郁 夫
	閉会	平成16年4月7日(水)午後5時31分	副会長	千 葉 徳 穂
出 席 者	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	会 長	菅 原 郁 夫	委 員	菅 原 登
	副 会 長	千 葉 徳 穂	"	高 橋 光 治
	"	佐 々 木 幸 一	"	遠 藤 實
	委 員	大 関 健 一	"	茂 泉 文 男
	"	中 嶋 次 男	"	長 谷 川 厚 子
	"	佐 藤 覚 次 郎	"	白 鳥 英 敏
	"	山 田 悦 郎	"	三 浦 徹 也
	"	葛 岡 重 利	"	中 嶋 太 一
	"	佐 藤 小 弥 太	"	高 橋 伸 幸
	"	鹿 野 清 一	"	佐 藤 多 恵 子
	"	佐 藤 千 昭	"	武 田 正 道
	"	鈴 木 守	"	海 老 田 慶 子
	"	高 橋 義 雄	"	白 鳥 文 雄
	"	高 橋 勇 輝	"	山 村 喜 久 夫
	"	太 斎 俊 夫	"	佐 々 木 昭 雄
	"	石 川 憲 昭	"	津 藤 國 男
	"	佐 々 木 幸 男	"	須 藤 茂
	"	大 内 朗	"	伊 藤 竹 志
	"	小 岩 誠 二	"	飯 田 明
	"	菅 原 佑	"	白 鳥 一 彦
	"	中 鉢 泰 一	"	千 葉 和 恵
	"	石 川 正 運	"	中 條 彦 登
	"	加 藤 雄 八 郎	"	佐 藤 利 郎
"	千 葉 伍 郎	"	白 岩 博	
"	佐 藤 幸 生	"	松 田 孝 志	
"	佐 藤 重 美			

欠席者	委員	後藤和廣		
その他出席者	幹事長	大場秀也	調整第2班長	小野寺桂一
	副幹事長	佐藤重博	総務第1班員	武田利喜夫
	企画財政部会長	佐々木久	総務第1班員	市川かほる
	事務局長	鈴木正志	総務第2班員	佐々木貴徳
	次長(総務担当)	阿部貴夫	総務第2班員	伊藤大輔
	次長(計画担当)	二階堂秀紀	計画第1班員	千葉恒男
	次長(調整担当)	濁沼栄一	計画第1班員	高橋一人
	次長(調整担当)	千葉浩文	計画第2班員	菅原功
	総務第1班長	千葉雅樹	計画第2班員	松田光由
	総務第2班長	小野寺世洋	調整第1班員	小山雅規
	計画第1班長	高橋正淑	調整第1班員	片倉茂
	計画第2班長	菅原昭憲	調整第2班員	二階堂賢
	調整第1班長	鈴木秀博	調整第2班員	菅原元
	会議の概要	別紙のとおり		
会議録署名委員	委員	伊藤竹志	委員	飯田明
傍聴	一般 55名 報道 5社			

次 第

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付
- 3 挨拶
- 4 会議録署名委員の指名
- 5 合併特例法改正に伴う交付税算定替について
- 6 報告事項
 - 協議第19号 栗原地域合併協議会幹事会規程の一部改正について
 - 協議第20号 栗原地域合併協議会専門部会規程の一部改正について
 - 協議第21号 栗原地域合併協議会分科会規程の一部改正について
- 7 提案事項
 - 協議第59号 新市建設計画(第6章 財政計画)について
 - 協議第60号 新市建設計画(第1章 序論 ~ 第5章 公共的施設の適正配置と整備)について
- 8 その他
- 9 閉 会

1. 開 会 午後1時30分

○鈴木事務局長 それでは開会前に恒例によりまして資料の確認をさせていただきたいと思います。

本日配付してございます資料は、次第、それから、協議会委員の名簿、それから合併特例法改正に伴う交付税算定替というタイトルの資料、まちづくり検討委員会の提言書、そして協議会事務局職員の名簿を配付してございます。

なお、住民説明会資料ということで事務局で統一資料を作成いたしました。これは全世帯配布ということでございますが、本日は委員さん方、そして報道機関のみの配付ということにさせていただいておりますので、ご了承願いたいと思います。

本日の協議会では、事前に送付してございます報告第19号から第21号の資料、そして前回提案いたしました協議第59号 新市建設計画（第6章 財政計画）について、協議第60号 新市建設計画（第1章 序論 ～ 第5章 公共的施設の適正配置と整備）についてという資料を使いながら協議いただくこととなります。

なお、前回の協議会におきまして、築館の鈴木委員さんより求められました各町村の特別会計を含む平成16年度末の起債残高見込みの資料につきましても、あらかじめ委員さん方には事前に送付させていただいておりますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

それでは、傍聴の皆様も含めお願いでございますけれども、携帯電話につきましては電源をお切りになるかマナーモードにさせていただきたいと思います。

それから、会議に先立ちまして、事務局職員の異動が4月1日付でございましたので、紹介をいたしたいと思います。それでは、紹介させていただきます。志波姫町から事務局の方に異動になりました菅原 元でございます。調整第2班を担当しております。同じく、鶯沢町から派遣されております市川かほるでございます。総務第1班を担当しておりますので、よろしく願いしたいと思います。併せまして、栗原市になりますと、県で現在所管しております生活保護事務等について市の方に移管されます。それに伴いまして、現在県の栗原保健福祉事務所生活保護班の方にこの4月1日から事前の研修ということで派遣しておる職員がでございます。本日は出席しておりませんが、築館から平澤靖男さん、それから金成町から吉田純子さん、このお二方も既に4月1日から県の保健福祉事務所の方に研修されておりますので、併せてご紹介させていただきます。以上です。

それでは、ただ今より第17回栗原地域合併協議会を開会をいたしたいと思います。

2. 委嘱状交付

○鈴木事務局長 初めに、4月1日付で宮城県職員の異動がございました。それに伴いまして本協議会の学識経験員に異動がございました。ご紹介申し上げながら、委嘱状の交付をいたしたいと思えます。

初めに、宮城県築館地方振興事務所長 白 岩 博 様でございます。委員名簿51番になります。藤橋所長さんの後任ということでございます。

続きまして、宮城県総務部市町村課課長補佐 松 田 孝 志 様でございます。名簿番号52番という

ことで鈴木副参事さんの後任ということでございます。

それでは、協議会委員となられました白岩委員さん、そして松田委員さんに会長より委嘱状の交付を行います。

〔委員に対し委嘱状の交付〕

3. 挨拶

○鈴木事務局長 開会に当たりまして、当協議会の会長であります菅原会長より開会のご挨拶を申し上げます。

○菅原会長 第17回の栗原地域合併協議会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げる次第でございます。

平成16年度の新年度を迎えまして、各町村の委員の皆様方大変ご多忙の中ではありますが、本日第17回の栗原地域合併協議会を開会いたしました。本日の協議会におきましては、今まで予定に入っておりませんでした合併特例法改正に伴いますところの交付税の算定替についてというふうなことについて、まずもって委員の皆様方にご説明をして参りたいというようなことで、今日は会議項目の中に入れさせていただきました。

それから、報告事項といたしまして、19号、20号、21号と3案件について報告事項をして参ります。これは宮城県の出先の機構改革に伴いますところの名称変更なり、なおかつまた、関係町村の4月1日付をもちまして事務機構の一部改正が行われました町村がございますので、それらの機構改革に伴いまして、これらの規定等の一部を改正して参るものがございますので、よろしくひとつお願いを申し上げて参りたいと思います。

何せ第17回の協議会でございますが、前回の16回の際に説明申し上げました協議第59号、60号、これらの協議が終わりますと、今まで予定しておりました協議案件、これらが全部終了する訳であります。何せ最後に残りましたこの財政計画なり新市建設計画、これは合併の際の一番重要事項であるというふうな考えを持っている訳であります。何卒ひとつ委員の皆さん方の慎重なご審議をお願い申し上げまして、できるだけこれらの協議がスムーズに行われますように会長からもお願いを申し上げます。

なおまた、先ほど辞令交付いたしました、いわゆる栗原地域合併協議会の委員として宮城県の築館地方振興事務所の白岩所長さんなり、また市町村課の松田補佐さんなりにいろいろこれから当協議会のことについてご指導・ご鞭撻を賜りますことを切にお願いを申し上げます。

以上申し上げます、開会に先立ちましての会長からの挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○鈴木事務局長 それではこれより協議に入る訳ですけれども、本日欠席の届け出が金成町の後藤和廣委員さんから出てございます。なお、遅れるという通告が築館町の白鳥英敏委員さん、栗駒町の高橋勇輝委員さん、そして高清水町の武田正道委員さんから届け出がございます。委員52名中、現在48名の委員さん方に出席をいただいております、協議会規約に定める定足数に達してございます。

それでは、今後の議事進行を例によりまして菅原会長にお願いをいたしたいと思ひます。

○議長　それでは、ただ今事務局長から定足数についてご報告がございました。定足数に達しておりますので、直ちに第17回栗原地域合併協議会の開会を宣言いたします。

本日の日程等につきましては、皆さんのお手元に配付をしております会議次第に従ひまして進めて参りますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げる次第でございます。

それでは、直ちに協議に入ります。

4. 会議録署名委員の指名

○議長　4番目の会議録署名委員の指名についてでございますが、例によりまして、会長の方から指名することにしてよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

○議長　異議なしと認めます。

それでは、鶯沢町の伊藤竹志委員、金成町の飯田　明委員兩名にお願いを申し上げます。よろしくお願ひします。

5. 合併特例法改正に伴う交付税算定替について

○議長　それでは、先ほど挨拶の中でも申し上げました5番目の合併特例法改正に伴う交付税算定替についてを協議議題というよりも、事務局の方から報告させますが、これは去る3月29日に河北新報上で掲載されました大崎地方の合併協議会での合併期日が、いわゆる4月1日にする事によって交付税の算定替によって増額されるというふうな記事が載りました。それらを踏まえまして、県等と協議をいたしまして、それらの資料等が出て参りましたので、委員の皆様方にあらかじめこれらについて事務局の方から報告をさせて参りたいと思ひますのでご了承賜りたいと思ひます。

直ちに、5番目の合併特例法改正に伴う交付税算定替についてを報告させて参ります。よろしくひとつお願ひします。それでは事務局ご報告して下さい。

○二階堂事務局次長　それでは、合併特例法改正に伴う交付税算定替についてという資料でもってご説明をしたいと思います。

まず、1ページですがその考え方をまとめておりますので、これに基づきましてご説明をしたいと思います。

まず、これまでの町村合併につきましては、平成17年3月末までの時限立法でありました現行の合併特例法、この中で協議が行われてきた訳でございます。協定項目の中の合併の期日、これにつきましても、「平成17年3月14日」として確認されてきているところでございます。当然、前回ご説明いたしました財政計画、これも現行の合併特例法をもとに作成をしてきたというところでございます。現行の合併特例法におきます普通交付税の算定について、再度ご説明をしたいと思います、その「合併算定替」の措置というのが合併特例法の第11条第2項に定められている訳でございます。

まず①の部分ですけれども、「合併関係町村が、当該年度の4月1日において、合併の前の区域をもって存続した場合として算定される地方交付税の額の合算額を下らないように算定した額とする」と、いわゆる各町村の4月1日の算定額の合計額、これを下回らないようにするというのが、いわゆる算定替による特例加算が認められているというような考え方でございます。これが合併算定替というふうないう訳でございます。その適用期間が「合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10年度」ということにされておりました。

その次、②でございますが、いわゆる激変緩和の部分ですけれども、その後5年度につきましては、合併算定替による特例加算分のところを総務省例で定める率で毎年度減額をしていくと。そして6年度目には特例加算分がなくなると、このようなことで激変緩和措置ということで5年間認められておった訳です。いわゆる15年度間にわたってこの特例措置が適用になるというものであった訳でございます。

しかし、先ほど会長から話がありましたように、今通常国会に「合併特例法の改正案」が提案されておる訳でございますが、この改正案が成立すれば、「平成17年3月までに県に合併申請をし、平成18年3月までに合併すれば、現行法の財政優遇措置が適用される。」ということになるというような改正案が出ている訳でございます。

これらのことから、現行法によります普通交付税の算定替の考え方のほかに、交付税の基準日でございます平成17年4月1日の合併、さらにはそれ以降4月2日以降の合併と、合併日によって三つのパターンの普通交付税の算定の考え方ができるようになるということになる訳でございます。

それらをまとめたのが下の表でございます。

合併算定替の適用年度についてというところですが、今申し上げましたが、平成17年3月31日までの合併につきましては、合併が行われた年度というのが平成16年度になる訳です。この場合の普通交付税につきましては、基準日はその年度の4月1日でございますので、既に旧町村に交付済になっているというような考え方でございます。これに続く10年度というのが平成17年度から平成26年度の10年間、激変緩和措置が平成27年から平成31年度の5年間、合わせまして合併算定替の適用期間が15年度間ということの考え方であった訳です。

この改正案が成立いたしますと、平成17年4月1日という合併期日が考えられる訳ですが、そうしますと、平成17年度、交付税の基準日に合併をするということになりますと、平成17年度分が合併算定替の適用になるということで1年というカウントができるという考え方です。その後、これに続く10年間は平成18年から平成27年、激変緩和措置が平成28年から平成32年ということで、適用期間が新市として16年間という考え方になるというものです。

4月2日以降でございますが、これは3月31日と考え方が同じです。1年間ずれるということになりまして、適用期間は15年度間ということになる訳ですが、ただし、この4月2日以降の場合ですけれども、市制移行によりまして行政権限の拡大というのが出てくる訳でございます。その需要額の増加分、これは特別交付税で措置をされるということになっておるといふ考え方でございます。

それでは、2ページをお開きいただきたいと思います。

また同じようなことを申し上げるところもございませぬけれども、左側の部分ですが、まず考え方として、1番 適用年度、これは先ほども申し上げましたが、平成15年度に限ってこの合併算定替が適

用になるよというものでございます。

2番でございますが、平成17年度の普通交付税の算定について。合併期日が平成17年4月1日の場合は、先ほど申し上げましたように1年度分増えるということでございますから、激変緩和措置の適用年度も1年度ずつ後年の方にスライドをしていくというものになる訳でございます。

これによります栗原地区での影響額を試算をしたところでございますが、現在の財政計画上、いわゆる推計手法をもとにいたしまして平成27年から平成32年の交付税、こういったものを試算したところ、6年間で約29億円というふうに見込まれるというものでございます。

これは、先ほども申し上げましたが、現在の財政計画上で平成26年度の算定替の増額分、これを平成27年度以降6年間固定した場合の試算ということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

なお、新市としてこの影響が出てくるのは、合併期日が平成17年4月1日の場合のみという考え方でございます。

右側の資料でございますが、その三つのパターンを年度を追って図式化したものでございます。

この例は、A市、B町、C町が合併してD市になる場合というような例でございますけれども、(1)が平成17年3月31日に合併をする場合、した場合の年度間の考え方ということです。H16、これが平成16年度が合併ということになりますので、平成17年から平成26年まで太い線で引いておりますけれども、この間が10年間、その後5年間が激変緩和措置期間ということになりまして、15年間という考え方です。

(2)が平成17年4月1日の場合ですけれども、平成17年が合併年ということですが、先ほど申し上げましたように交付税の基準日が4月1日でございますので、初年度から適用期間になるということで、平成17年から平成27年まで11年間ということになる訳です。その後5年間の激変緩和措置期間ということで、合わせまして16年間ということになる訳でございます。

その次、(3)ですが、平成17年4月2日の場合、4月2日以降ということで見ていただきたいと思ひますが、平成17年度が合併年度ということになりますので、平成18年から平成27年まで10年間、その後平成28年から平成32年まで5年間ということで、これは5年間の適用ということになるというようなことでの図式化したものでございます。

先ほど市になった場合の特別交付税で措置されるというところですが、それはこの図の2番目にございます。

いわゆる行政権限の拡大による需要額の増加ということで、市になりますと、生活保護費等、以下いろいろな需要額が増加する訳でございますけれども、これらが特別交付税により措置をされるというような考え方でございます。例えば4月2日に合併をするということになりますと、1年間364日分が需要額が増加するという考え方になる訳ですが、その場合、当地区の分として試算をいたしましたところ、最大で6億円というような試算をしております。なお、この特別交付税というものは、その年その年になってみないとどのくらい来るか分からないと。災害が来れば災害の市町村の方に余計に交付されるというようなこともございますので、最大で6億円ということだということでございます。なお、この改正法によります適用期間を受けようとする場合、この場合は合併に関する町村議会の議決、さらには県に対しての合併の申請、こういった行為が改正法の成立後でなければ

ならないと。今決めておいてこれを受けようとするにはできないと、法律が改正になった後の行為でなければ適用にならないというふうな注意点があります。

資料をめくっていただきまして、3ページ、先ほど29億円ということを申し上げましたが、その試算の考え方をご説明したいと思います。

上のグラフが平成17年4月1日合併した場合という考え方でございますが、まず合併算定替というのがあります。これは先ほどご説明をいたしました、各町村ごとに算定をした額の合算額、これが合併算定替という金額になるというふうに見ていただきたいと思います。

その隣に一本算定というのがありますけれども、これは一つの自治体として新市として交付税を算定をするというものでございます。その場合、81.054%とありますけれども、これは平成15年の額でもって再計算をすると81.054%になるというものです。その上に特例加算額というのがあります、18.946%、これが、いわゆる算定替による増加額ということになる訳でございます。この一番上の線ですが、これが合併算定替の数値ということで平成27年までいく訳ですけれども、これが若干ですが、右下がりです。これは毎年度4月1日の交付税の基準、制度基準によって変わっていくというものでございますので、現在の推計手法では毎年若干右下がりです。そういったことから、平成27年の特例加算額、これもあくまで推計値ということになる訳でございます。

この適用期間、先ほど申し上げましたように平成17年度から平成27年度までの11年間、その後5年間で激変緩和措置が行われていくということになる訳ですが、下の図が3月14日合併の場合ですけれども、これと見比べると、1年ずつこの階段部分が後年にずれている訳です。この網かけした分がそのスライドした分ということで、この網かけをした分が合わせますと29億円になるというふうな考え方です。この29億円の計算の根拠ですが、図の下の方に普通交付税ということで、平成17年から平成26年までの普通交付税の推計値を表してございます。これはあくまでの現在の財政計画上の数値でございますが、平成26年には153億8,000万円という普通交付税を想定してございます。これに特例加算分、先ほど申し上げました18.946%、この分が29億1,000万円という考え方です。これを固定してその下の表の計算をする訳です。平成17年4月1日合併と平成17年3月14日合併というふうに二段階で計算をしておりますが、平成27年は、先ほども申し上げましたように丸々1年ということになりますけれども、3月14日合併の場合は0.9ということで、ここで減額がされると。それぞれ平成27年から平成32年までを試算いたしますと、合計で4月1日合併が101億9,000万円、3月14日合併が72億8,000万円ということで、この差が29億1,000万円だというような計算になる訳でございます。

以上、三つのパターンのうち、3月14日と4月1日の合併パターンによってこのような普通交付税の算定替の影響が出てくるというものでございます。以上でございます。

○議長 合併特例法改正に伴いますところの交付税の算定替について、今事務局から説明いたしました。この項でいろいろと論議をしておりますと、後の時間が少なくなりますが、ただここで若干ご質疑等あれば質疑をしていきたいと思いますが、いかがでしょうか。千葉委員。

○千葉伍郎委員 経過は分かりました。問題は、今説明をして幹事会なり町村長会議としてはどうしようとしているのかですね。どのように何をどうしようかと。本町の場合は明日から住民説明会ありま

す。3月14日という話をしていく訳です。これが今日具体的な議論をしないままに、結論を得ないままにうちの町の場合は明日から説明会をやると。それは3月14日ですよという説明をしていきます。ある日突然4月1日の話が出てくるということを説明をする際に、いや、実は地方交付税がこれこれ多くなりましたから4月1日にするんですという単純なものでは私はないと思っています。この話は確か協議第5号のときにちょっと触れている訳です。こういう動きが国の政策の中でありますよと、従って、4月1日の関係についてはという議論をした記憶がありますが、それでもなおかつ当時の議論は3月14日というのは瀬峰の町長選挙の意識をした中身でした。

ですから、この法改正が3月こうなるのは閣議決定、そして6月とも言われている国会の成立という運びになるんですけれども、そうしますと、国会の法成立を見ないとこれは正式な議題にしていけないものかどうか。ましてや、この話を聞きますと、3月29日だったでしょうか、河北新報の云々というあれがありまして、協議会事務局が県の市町村課に問い合わせをした結果、こういう事実が分りましたと、こういうことなんです。こういう法律の動きがありますよというのは、指導部隊である県の市町村課は一体何をやっているんだと、私からすれば。ここにも県の関係者が列席しておりますが、これだけ大事なことを問い合わせをしなければ各協議会の方に連絡がつかないというシステムです。私はここが問題だと思っています。今日一体、会長を含めて何をどうしようとするのか。私は最も大事なことです。財政もいいでしょう、あるいは新市建設計画もいいでしょう。しかし、この問題というのは全てに影響してくる問題ですよ。これを今日は皆さんのご意見をまずある人から聞きましょうと。どれだけ議論になるか分かりませんが、そういう単純なものではないではないでしょうか。この辺は、一体幹事会なり、今日資料を提出をするに当たって、経過報告でもない、協議でもないんですから、話題の提供という程度ですよ。したがって、皆さんがどのように考えているか分かりませんが、この期日の変更は極めて重要なことなんです。ですから、私はある意味では、町村長会議の皆さん方も含めてしっかりと意思統一をして、ならば私はこの方が得なんだというのであれば、今日にも結論を出していただきたいというふうに私は思っています。以上です。

○議長 千葉委員から今意見が出ました。これ3月14日の合併期日を決める際にはそのようなことも話したという訳ですが、そのときは全くそういうことはありませんでした。そして、これが本格的になってきたというのはやはり最近であります。県の市町村課のことも話がありましたが、やはり3月29日の新聞報道、これで我々としても本格的に承知をいたしまして、事務局でもいろいろと資料の収集に当たりました。よって、このことについては、我々町村長会議におきましてもこの今説明した内容等について説明を受けながら、町村長会議でもこれを議論をいたしました。今、千葉委員からどうするんだということですが、町村長会議としては議論をいたしまして、やはり合併の大きな目的は財政の一つの問題、まずそういうことからすると、やはり29億円も地方交付税が増額になるのであれば、当然やはりそれは財政的にも増額されるはずだからして4月1日の合併がよいのではないかとといったようなことについて論議をいたしまして、町村長会議としてはやはり4月1日がよいのではないかとといったような結論に至りました。

ただ、問題は、これをそのように結論出たのであれば、今日の協議会で直ちに合併期日を変更してはどうかといったようなこともあります。やはりこれは今日の協議会でなしにまた後日協議会があるはずですからして、一応このことについては町村長会議のまとめた意見を会長の方から申し上げて

において、各町村で明日から栗駒でも14日から説明会に入るそうですが、若柳でも15日から入ります。恐らくどの町村もそのとおりでありますので、そのようなことを含みにしておいて、いわゆる説明会に入っただろうかといったようなことであります。

いずれ大崎の例をとりますと、3月末日を合併期日とすると。ただし、合併特例法が国会を通過した場合は4月1日とするというふうなことで、合併期日を決めているようでありますので、私の方でも合併期日を変更するのであれば、やはり協議会の方に変更決議の協議議案を出しまして、みんなで協議をしなければならないであろうと思います。そういうことで、いずれ今日の協議会にはその変更する案件は後日にするというように考えております。そのことでひとつ委員の皆様方にもご了承を賜れば幸いと存じますので、よろしくひとつお願いして参りたいと思います。はい。

○千葉伍郎委員 仮定の話をする訳にはいきませんから、法改正が正式に通った時点で効力が出てくる訳ですけども、そうなりますと、今の会長の言をとりますと、法改正が確認をされた後、この協議会が議題として開催をすると、期日の問題について再検討も含めて法改正が正式に行われた後、協議会の議題に乗せるという理解に立つてよろしいんですか。

○議長 いや、それはそういうことではありません。今日の協議会には提案いたしません、この後の開催される協議会、その節には幹事会なりなんなりでもう一度、これは町村長会議ではそのように結論付けましたが、いろいろと協議をいたしまして、次回の協議会の際にでも提案してはどうかという考えであります。はい。

○千葉伍郎委員 合併の期日は最重要項目でございますね。ですから、私言っているのは、そうした結論が協議会項目に再度協議をする項目になるには法改正が正式に国会で成立した後、そういう手順を踏むようになるんですかという私は聞き方をしているんです。そうでないと、日程から言えば、もう期日が変動性がある中で、5月、最も早い時期には協議項目の町村長会議で協定文の作成の問題が入っていきますし、あるいは6月がいつの時期国会が成立するか分かりませんが、その前後には合併に対する各議会の議決が伴ってくるということなどをしますと、極めて日にちが限られてきているということですから、私は今日時点でお聞きをしておくのは正式に国会で成立を諮った後、町村長会議なり幹事会なりを開いて議題にするかも含めて検討するということなのか。国会の見通しなどを確認した上で、国会の方が通ろうが通るまいが幹事会なり町村長会議を開いて議題とするということなのか。この辺についてももう少しデリケートな問題ですから、お聞かせいただきたい。

○議長 このことについてははっきり申し上げます。国会を通過するであろうという今見込みは6月であろうという、見込みはそうです。ですから、当然合併期日というのは各町村で議会の合併に関する議会の議案を経るまでには当然これはやらなければならない。ですからして、国会で法律案が通らなくともその以前に協議会の皆さんにお諮りをいたしまして、この合併期日の変更をして参りたいという考えを持っております。時期はできるだけ早くということでございますが、これもいろいろな町村の合併の説明会にももう既に入る期日になっておりますので、確かにその前に変更決議をしてはどうかという町村長会議の中でも話がありました。そうなれば今日しかないんです。そうすると、なかなかそれも突然の提案ということで、委員の皆さん方にもいろいろなことで錯綜するのではないかと。いったことからして、今日これらを説明しておいて、次回の協議会で提案をするということで、できるだけ早くこれらは提案をしていきたいと思っております。いずれ、これ日程等については各町村の

議会なり、なおかつまた説明会なり、こういうものと重複しない日程を調整いたしまして、協議会を開催して参りたいというふうに思います。その際は、先ほど申し上げましたように、ただし法律案が通った場合は4月1日にするというただし書きを入れて協議をしていきたいというふうに思っております。

いいですか、そういうことでひとつご了承を賜りたいと思いますが。どうぞ高橋委員。

○高橋光治委員 金成の高橋です。

3点お聞きします。一つには、次回にも合併の期日を決めるという会長の話は大崎と同じように3月14日を基本にしますけれども、特例法が改正になった場合には4月1日という捉え方での提案という確認なのかここを一つ。

二つ目、そうなりますと、これまで瀬峰町長さんの任期が3月の19日だか20日、ここの関係で14日ですよという話になってきましたが、それらについては4月1日に延びることによって首長さんの扱い、瀬峰町長さんの扱いなどはどのようになるのか、選挙などはどのようになる。郡民にもその辺説明してきましたので、この点についてははっきりしていただきたい。

三つ目、3月14日というのは土日を挟んで事務的にこの日でないとい合併の移行が錯綜するのだというこれまでの説明が私にはあったと思います。今日説明を聞きますと、4月1日になることは29億1,000万円の効果が出るということですから、それに余りある効果があるという説明にも聞こえる訳ですが、それではこれまで説明してきた土日でなければ14日、事務的な移行ができないという流れは4月1日が何曜日だかちょっと私確認しないで発言させてもらって申し訳ないんですが、それは可能だという捉え方で今後は町民の方に説明してよろしいのかどうか。この3点についてお尋ねします。

○議長 会長から答弁させて下さい。

まず第1点目は、まずもってただし書きを、そして次回の協議会をお諮りをしたいという、まず第1点目の回答。

第2点目の、いわゆる瀬峰の町長さんの選挙期日、これはやはり4月1日にした場合、当然これは瀬峰町の町民の皆さんに考えていただくということで、恐らくは選挙せざるを得ないのではないかといったようなことを含めて、これらは町村長会議でもお話をいたしました。

それから三つ目は、土曜日曜、これはやはり土曜日曜ではないんですね前の日は。これは事務局なり各町村でもって、やはりこのような効果があるのであれば万難を排して切り替えをして、4月1日に合併期日を持っていくというふうなことでいかざるを得ないということで考えております。

○高橋光治委員 私は、合併の期日ではないところで、特例債の関係で質問したと思うんですが、過去にも合併特例法1回改正になってございますよね。4月1日、3月31日と、今年度ですか、4月1日。それで先進地などを視察をしますと、31日と4月1日の違いというのは、これまでも歴然として先例であったというふうに思います。ただし、今回の合併特例法はこれで最後だという説明で延伸はないのだという捉え方からずっと3月31日以内と、それが当栗原地域においては3月14日という位置付けで議論をずっと進めてきたというふうに思います。私たち金成町の方はもう町名の変更その他字名の変更もありましたものですから、住民懇談会も既に23カ所、3月の時点で終わってございまして、それらのときも合併期日についてはきちっとそのように説明を町長ほか申し上げて

いるというふうに私は思っているものですから、その辺については法律の絡みもあると思いますが、会長の言葉を返すようですが、早目の決断というものがやはり私は必要だろうと。他地域の懇談会が立ち上がっていけばこの点をぜひ酌みとっていただきながら、当町金成町も住民説明の混乱のないような方法論で対処をしていただかないと困るということだけは強く申し述べておきたいなというふうに思います。

○議長 できるだけ早くこれらについては対応して参る所存です。よろしくご了解下さい。

それでは、この合併特例法の改正に伴うところの交付税の算定替については以上で終わりたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

○議長 それでは、終わります。

6. 報告事項

○議長 続いて、報告事項に入ります。

報告第19号 栗原地域合併協議会幹事会規程の一部改正について

報告第20号 栗原地域合併協議会専門部会規程の一部改正について

報告第21号 栗原地域合併協議会分科会規程の一部改正について

○議長 報告第19号 栗原地域合併協議会幹事会規程の一部改正について、報告第20号 栗原地域合併協議会専門部会規程の一部改正について、報告第21号 栗原地域合併協議会分科会規程の一部改正については、ほぼ関連がございます。報告3案件一括議題にいたしまして、報告いたさせますので、ご了承下さい。

それでは、事務局の方で3カ件について報告をして下さい。

○阿部事務局次長 それでは、報告第19号を説明させていただきます。

報告第19号

栗原地域合併協議会幹事会規程の一部改正について

栗原地域合併協議会幹事会規程の一部を、別紙のとおり改正したので報告する。

平成16年4月7日報告

栗原地域合併協議会

会長 菅原郁夫

1ページ目をお開きいただきたいと思います。

これは冒頭会長の挨拶にもありましたとおり、県の組織機構改革に伴う職名の改正でございます。幹事会規程の第2条におきまして、幹事会は、別表に掲げる職にある者をもって組織すると規定しております。今回、宮城県において一部組織の機構改革がございまして、これまでの地方県事務所が地方振興事務所と組織替になったことから、2ページ目、上段にございますが、別表下線のとおり、宮

城県築館地方振興事務所地方振興部次長と4月1日付で改正するものでございます。

続きまして、報告第20号でございます。

報告第20号

栗原地域合併協議会専門部会規程の一部改正について

栗原地域合併協議会専門部会規程の一部を、別紙のとおり改正したので報告する。

平成16年4月7日報告

栗原地域合併協議会

会長 菅原郁夫

1ページ目をお開きいただきたいと思います。

こちらは一部町村におきまして組織の機構改革があったことによる別表の改正でございます。

専門部会規程の改正については、第2条におきまして別表に掲げる所管課の長と定めておりますが、今回築館町、鶯沢町、花山村において機構改革がございましたし、志波姫町では課の所管する事務の関係で専門部会に所管する課を追加するという所要の改正を4月1日付で行うものでございます。

3ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。

ちょっと細かくなりますが、築館町では介護保険とか国民健康保険を所管しておりました、中段下あたりに書いていますが、保険課が廃止されまして、その事務が健康福祉課、町民生活課、税務課に分掌されました。また、教育委員会におきましてはスポーツ振興課が廃止されております。また、生涯学習課が教育総務課と生涯学習課となりました。

また、鶯沢町ではこれまでの建設課と水道課の二つの課を建設水道課としたことによります。

また、花山村では税務課を廃止しまして、総務課の所管ということになっております。

それから、志波姫町では部会に関する事務が複数の課にわたりますことから、それぞれ各部会を担当する課を2ページの別表になりますが、スクリーンというか下線も引いていますが、そこで表示してあるように変更をしたものでございます。

続きまして、報告第21号でございます。

報告第21号

栗原地域合併協議会分科会規程の一部改正について

栗原地域合併協議会分科会規程の一部を、別紙のとおり改正したので報告する。

平成16年4月7日報告

栗原地域合併協議会

会長 菅原郁夫

また、1ページ目をお開きいただきます。

これは一部町村においてまた組織機構改革があったことによる別表の改正ですが、先ほどの専門部

会の規程と基本的には同様の理由で変更するものでございます。各分科会を担当する課をスクリーン
というか、下線で引いたように4月1日付で変更するものでございます。

4ページの新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

築館町では文化財保護対策室ができたことによりまして、社会教育分科会に対策室を加えました。

また、金成町では圃場整備推進室が廃止されたことによりまして、農村整備分科会に農政課を加える
ものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長 　ただ今三つの案件について一括議題にして報告をいたさせました。このことについて何かご
質疑ございませんか。よろしゅうございますか。

（「異議なし」の声）

○議長 　それでは、報告どおり了承していただきます。

7. 協議事項

○議長 　続いて、今度は協議議題に入ります。

協議第59号 新市建設計画（第6章 財政計画）について

○議長 　協議第59号 新市建設計画（第6章 財政計画）についてを協議議題に供します。

ここで協議事項に入る訳ですが、この協議第60号でもって新市建設計画についても協議する訳で
ございますが、この建設計画については、ただ今までまちづくり検討委員会の方にこの建設計画のあ
り方等についていろいろと検討願いまして、この新市建設計画の中にも盛り込んだものがございま
す。そういうことで、栗原地域まちづくり検討委員会委員長の方から会長宛に新市建設計画策定に関
する提言書というこの立派な冊子で報告されました。皆さんのお手元にも配付しているとおりでござ
います。よって、ここでこの提言書のことについて、委員長でございます瀬峰町から選出されてお
ります佐々木委員からご報告をさせて参りたいと思いますが、よろしゅうございますか。

（「異議なし」の声）

○議長 　それでは、ひとつ委員長、よろしくをお願いします。

○佐々木昭雄まちづくり検討委員会委員長 　それでは、自席からお願いをいたしたいと思います。

ただ今ご紹介いただきましたまちづくり検討委員会の委員長を仰せつかりました瀬峰の佐々木でござ
います。

私たちのこのまちづくり検討委員会、20名で構成をして、平成15年9月から6回にわたって検
討委員会を開催して参りました。非常に活発な議論を重ねて参りましたし、またその中でも、何か各
町村のいろいろな事業、あるいは隠れた情報、そういうものも提供していただいたというふうに乗
っております。これまでの新市の建設計画素案につきましては、各章ごとに趣旨、あるいは文章の表
現、字句、またはまちづくり講演会なども開催しまして、それからワークショップの提言、それから
住民意向調査、こういうものを十分参考にいたしまして提言を行って参りました。

それぞれの提言事項につきましては、各協議会のときに皆さんのところにお渡ししておりますの

で、十分見ていただいたというふうに思いますが、ここに協議会の建設計画の提言事項を1冊の形にまとめまして会長あてに提出をしたものでございます。どうぞ、これからの審議に参考にさせていただきたいと思っております。

ありがとうございました。

○議長 ありがとうございました。委員長さん、ご苦労さんです。

それでは、これから協議議題に入りますが、ここで若干休憩をして参ります。

ただ今25分ちょっと前でございますが、35分まで10分間休憩いたします。

午後2時24分 休憩

午後2時35分 再開

○議長 それでは、委員の皆さん、そろそろ時間でございますので、ご着席をお願い申し上げます。

それでは、休憩前に引き続きまして、ただ今から会議を再開いたします。

協議第59号 新市建設計画（第6章 財政計画について）

○議長 協議事項、協議第59号 新市建設計画（第6章 財政計画）について、これを協議議題にいたします。

この第59号につきましては、前回の協議会の際に説明をいたしております。ただ、説明をいたしました資料は第6章の財政計画本文と、資料が4まで出ております。2、3、4と、膨大な資料でございます。そういうことで、総括的なご意見なり質問についてはページ数は必要ありませんが、いろいろと資料によって質問なりご意見を申される方については、資料の何ページとか、本文の何ページとかといったようなことで、ひとつ最初にそれらを示してご質問願えれば幸いと存じますので、そのとおりを願いを申し上げて参りたいと思っております。

それでは、直ちに質疑に入ります。ご質疑ございませんですか。加藤委員。

○加藤雄八郎委員 資料の4、63ページです。7. 子育てネットワークの構築についてを関連してお聞きしたいと思います。

金成幼稚園が今度複数年保育になるということに関連してであります。今私どもの町には私立幼稚園が1ヶ所あります。それで、郡内を見渡しますと、1年保育は若柳、築館、金成ということをやっておりますけれども、今度金成が複数年保育をいたしますと、私どもの私立の幼稚園が今79人いますけれども、町外から11人来ております。そうしますと、複数年保育になった金成町さんに戻る可能性も当然あります。そうした場合、私立幼稚園が存続の危機に陥る訳であります。この間、副会長さんがおっしゃったとおり、私立幼稚園は存続を応援するんだということですが、どのように補助金とか支援していくのかお聞きをいたします。

○議長 このことについては、若柳町に関連しての質問でもございますので、会長の方から答弁をさせていただきます。よろしゅうございますか。

（「はい」の声）

○議長 まさしく若柳町では私立幼稚園があるということで、複数年にはなかなかありませんし

た。それで、4歳児、5歳児かな、の保育というだけの1年で新市に引き継ぐということになりました。よって、金成町さんから何人か若柳の私立幼稚園に来ております。いろいろなことで成り立たなくなるのではないかという心配の余り、私立幼稚園に対する助成の方策はどうかということでございますが、現在引き継いでおります内容からいたしますと、補助金等については現行のまま新市に引き継ぐということになっておりますので、今若柳町なり、築館町さんで考えておられました補助金、これらは新市になってもそのとおり補助金が施行されるであろうというふうに思っております、考えております。よろしゅうございますか。

○加藤雄八郎委員 若柳の加藤です。これで内情を言えば、私も一般質問で随分町長とやり合ったですから、うちのことはいえ言いませんけれども、ただですね、確かに補助金は出ているんです。まず私立幼稚園に対して。それから就園奨励金というので国と町からも出ているんです。それでも、今私立幼稚園の子供は年間19万8,000円を負担している。一方、町立幼稚園は9万円、倍以上が私立幼稚園の負担が多い訳です。当然同じ市民にかかわって一方は19万円、一方は9万円ということは余りにも差が激しいのではなかろうかと。そして、その私立幼稚園はこう言っているそうであります。これで成り立たなくなったらもう辞めますよと。そうした場合、当然若柳地区は2年保育になる。2年保育になった場合、当然園舎も建てなくてはならないということがありますし、今ご承知のとおり、国は国庫負担金を減らして交付税にしている。両方一元化、民営ということで進めておりますが、せっかく安い負担で私立幼稚園がやっているのにつぶしたんではもったいなかろうと私は思うんですよ。

例えばこの皆さんの方の資料からありますけれども、類似団体で北上市では市立が6、私立が6、米沢市では私立が11、鹿沼市では私立が7、つまりもうどんどんどんどん民営化進めていくときに、せっかくの施設をつぶしては悪い。かえって補助金をある程度出してそれを維持した方がいいと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長 このことについては、既に今現在でもって、現在のままで新市に引き継ぎました。それ以上のことについては新市になって協議をして参らなければならないと思います。いずれ新市に引き継いで地域から出た議員の方々なりで新市でもって協議をいたしまして、加藤委員の言われるような方策を講じていただければ幸いと存じますので、それ以上今ここでなかなか答弁はできませんので、よろしくをお願いします。遠藤委員。

○遠藤 實委員 志波姫の遠藤です。

前の何ですか、説明ですか提案ですか、それと関連しますけれども、この財政計画は、平成17年度から平成26年度までの10ヶ年で算定しましたという計画ですよね。そうしますと、また前の説明、最初の説明に戻りますけれども、これは単なる、仮に4月1日に合併した場合は、平成18年度から平成27年度に年度を変更しただけで私はいいと思うんだけど、それがいいのかどうか、それをまず確認したいと。本当は前のとき挙手したんですけれども、会長が私の挙手が見えなかったかどうか発言をさせられませんでしたので、やはりこういう財政計画を立てる前にその辺をきちんと、やはり何といいますか、今日の協議会の中で次の協議会にはそういうような町村長会議として町村長さん方が一枚岩で臨みますよということを本当は今日の協議会で理解するような手法をとってもらいたかったんですけれども、とにかく町村長さん方は一枚岩で次の協議会に合併期日の附帯決議で

すか変更になりますかどうか分かりませんが、そういうふうなことでやってもらうということになりました。それは理解しますが、この財政計画はそういう考え方でいいのかわかりませんが、お聞きします。

○議長 今のことについて答弁。

○二階堂事務局次長 今遠藤委員さんがおっしゃいましたように、この財政計画は平成17年度から平成26年までの10ヶ年の計画でございます。先ほど合併特例法改正による影響額、これは平成27年度から平成32年度までの5年間ということで、直接この財政計画には数字的には影響はないという考え方でございます。

○議長 よろしゅうございますか。はい、どうぞ。遠藤委員。

○遠藤 実委員 もう一度お願いします。これは10ヶ年というのは平成17年、この場合ですよ平成17年度から10ヶ年の平成26年度までですよ。4月1日の場合は平成17年度の4月1日だけれども、それ以降続く10ヶ年ですよ。平成18年から平成27年まで、そして経過調整期間が5年間、1年何か延びるような感じを私は受けとめたんですけれどもそうなんです。年数は変わりありませんか。

○議長 これ、遠藤委員ね、交付税の算定の期間と財政計画の10年間というのは、やはり平成17年度を1年間として10年間、これには変わりはないという今事務局の説明でございます。いいですか、この10年間。では、もう少し解りやすく。はい、説明して下さい。

○二階堂事務局次長 今回の財政計画につきましては、3月14日合併ということでの計画でございます。10年間というのは平成17年度から平成26年度の10年間でございます。4月1日合併の場合ですけれども、平成17年度分が1年というふうに数えられまして通算でこれに続く10年度合わせると11年間になりますが、その影響が出てくるのが平成27年度分から影響出てきますので、10ヶ年の財政計画とは直接は数字的には影響はないということです。時期が1年間ずれているということです。

○議長 いいですか。この財政計画あくまでも平成17年4月1日ですから、平成17年度は1年と勘定していただきたいということです。そして、平成26年までということでの10年計画、これについては変わりはないということでございます。平成18年、平成19年、こういけば平成27年度まで10年になるんですが、初年度の平成17年は4月1日だから丸々1年度分ということで計算をしていくというようなことで変わりはないということでございますのでご了承下さい。

次、津藤委員。

○津藤國男委員 瀬峰の津藤です。

2点ほどお尋ねをしたいと思います。

資料4の中からちょっとお尋ねしたいんですが、協議第59号の中で、地方債に、いわゆる合併特例債についてお尋ねをしたいんです。特例債の今回の額が303億円、そのうち265億円、それから基金として38億円ですか、合計で303億円。その中で、この主要事業の具体的な施策にかかわる計画事業のこの計画集計表の中で、最後のページですか、総トータルで特例債分が195億5,890万円というような形で示されていますけれども、これに見えていない分70億円ぐらいなんです。これはどのような形で表れてくるのか、その辺をお尋ねをしたいと思います。実際には69億4,000万円ぐらいですが。

それと、この資料4の中の19番目の庁舎等の機能の充実というところで、庁舎建設、あるいは庁舎支所整備事業ということで計画されておりますが、この中で、庁舎建設は合併後10年を目途に建設されると、そういうようなことで前回説明ありましたけれども、このところに高清水町主要建設工事ということで載っています。これは高清水町の庁舎が37年度建築、この時点で築50年ぐらいになると思うんですが、同じような町村で37年度築というのは志波姫と、それから瀬峰町もほぼ同じぐらいの形でかなりこの平成23年頃になると築50年ぐらいになるんですが、それに漏れたこの理由をお聞かせをいただきたいと思います。特例債事業はなくて、違う何かの起債であるいは計画されてあるのか、その辺についてお尋ねしたいと思います。

○議長 今の内容、合併特例債の件と庁舎建設。

○二階堂事務局次長 まず、合併特例債が303億円、そのうち265億円が特例債ということで、資料4の集計表と69億円ほど違いますが、財政計画上は過疎計画が平成22年以降どのようになるか分からないということで、その過疎債分を特例債を充てて財政計画を作ったということで、後期5年分の中には69億円の合併特例債、いわゆる過疎債分を振り替えた合併特例債が入っているということでございます。

瀬峰町の庁舎の件ですが、瀬峰町では今年から庁舎の地震に対する補強を順を追ってやっていくということでございますので、この主要事業としては入れる必要がないというような判断をしたというふうに聞いてございます。

○議長 津藤さんいいですか。はい。

○津藤國男委員 増改築すれば耐用年数も増えるというようなことは分っていますけれども、やはりどの程度やるか分かりませんが、50年となればかなりの年期が入る訳ですね。その辺もこの際ですから、計画していただきたいのが本音なんです、昭和37年度となると、志波姫町も確か昭和37年度築だと思っておりますが、大体この辺のところが一番古いんですよね。それで、一番何というか、この合併でもって心配されるのはサービスの低下だろうというような、そういう形で町民の方々はとっている訳なんです、いずれ支所が職員の減によって支所そのものが小さくなってくるんだろうと思っております、それについてここで、できれば10年計画の中で、その辺のところ示されたいなというふうに思っております。

先ほど交付税の算定替の説明の中で、瀬峰町長の選挙でもって左右されるというようなこと、あれはすけれども、29億円も違うのではというような考えあるんですが、29億円も国の決定によってメリットが出てくるという形であれば、瀬峰町もある程度混乱もやむを得ないかなというふうな、思っている方も中にはいるのではないかなというふうに思うんですけれども。

それから、過疎債でやるということは、10年度以内でもって過疎債が決定しない、分からないからその分を69億何がしの分をこの合併特例債から振り向けるというような、そういう考えなんですか。それでよろしいんですか、もう1回確認です。

○議長 はい。

○二階堂事務局次長 合併特例債につきましてはそのとおりでございます。平成22年から平成26年の過疎債がどのようになるか分からないといったことで、その分を合併特例債を見込んだというものでございます。

○議長 はい、どうぞ。佐々木委員。

○佐々木幸男委員 瀬峰の佐々木でございます。

合併特例債、今出ましたから合併特例債についてお聞きしたいと思います。

合併特例債、ご案内のとおりこの性質といいますか、そういったものは町村合併の一体性、地域の一体性を保つための公共的施設の建設とか、あるいは市町村合併による均衡ある発展に伴う公共的施設の建設とかいうふうなことでありますが、各町村の中で緊急的に、あるいは計画的に熟度の高いものから今回の合併特例債の対象にしたというふうな説明をいただいている訳であります、何か新市の一体感を持てるような建設計画というのは、私はこれにはないのかなというふうに思うんですが、その点、どこが一体性を持てるのかお聞かせをいただきたいと思います。

それから、これまで第三セクターの関係も出てきた訳であります、いずれ第三セクターを持っている町村におかれては、町の財政支援は繰出金等々で行っているんだろうというふうに思いますが、464億円ですよ、10ヶ年で平成26年まで。これだけの巨額の繰出金がある訳でありますから、どこにどのように出しているのか、それぐらいはこの席に示すべきではないのかなというふうに思います。

それからもう1点、資料4の13ページお願いしたいんですが、13ページの新市の市庁舎建設事業というふうなことで64億円ですか、計画なされている訳であります、これには高清水町さんの支所と、それから本庁の関係なんです、まだこれについては未定だというふうなことで詳しくは載っていないんでありますが、これまで前回の機構の問題でも話しあったんですが、本庁は築館役場に置くよと、総合支所を兼ねて置くのだよというふうなことでありますが、そして6月ころには分庁方式でやるのを、6月頃まで決めたいというふうな会長のご説明があった訳であります、いずれにしても、本庁と総合支所というふうなことで、それらについてはどのように、築館町の分についてどのようになっているのか、さっぱりこの数字は見えない訳であります、その辺の説明をお願い申し上げます。

○鈴木事務局長 まず、今3点ほどご質問あった訳ですけれども、そのうちの庁舎のお話が出ました。いわゆる分庁については、前回の協議会の中でもある程度6月ぐらいまでは協議会の方にもお示しするという方向付けでご説明したとおりでございます。その中で、築館の庁舎が基本的には本庁舎だということで、築館の本庁舎とその総合支所はどうなっているんだという趣旨かと思うんですが、それも含めまして、現在築館の方ではどういった方向でやるかということが検討されているというふうに認識しております。

○二階堂事務局次長 二つ目にございました繰出金の関係でございますが、繰出金の内訳といたしましては、まず言葉での内訳ですが、資料1推計手法ということで、皆様方に資料をお渡しをしております。資料1の一番最後4ページのところに、歳出、繰出金、この内訳として下水道事業なり介護保険事業、老人保健事業、こういった各事業会計への繰出金ということで見ているものでございます。この数字につきましては、一番最初に申し上げましたが、その説明の際に申し上げましたが、これまでの決算額、こういったものを参考にしながら、さらにはこれからの計画、こういったものを加味してこの推計を行ったというものでございます。

最初の質問でございました一体性がどこにあるのかというご質問だったと思いますが、これまで新

市建設計画、1章から5章まで確認をされてきている訳ですが、特に3章、さらには4章の中で分野ごとにこのような市を作っていくたいという事で目標なり計画、こういったものを定めて確認をいただいていた訳でございます。それらの、いわゆる市のレベルアップ、そういった観点でもってこれら主要事業の検討を行ってきたということでございますので、これがそうだというふうに言うべきものではなくて、全体的にこのような考え方もって事業の検討を行ってきたということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長 佐々木委員。

○佐々木幸男委員 合併特例債の関係においては、これまで協議の中で決定に基づいて進んできた数字であるというふうなことでありますが、この数字出されると初めて、ああ違うなというふうな見方でできる訳ですよ。それではお聞きしますけれども、大変当たって申し訳ない分があるんですが、ひとつご勘弁をいただひて、こう申し上げる訳であります。私はこの新市の一体性を持ったこの財政計画というのは、防災センターは当然皆さんの財産、生命を預かるものですから、これは当然新市の一体性を持つ計画だなというふうに思ひますが、それではお聞きします。

子育て支援センター等整備事業、これを見ますと、栗駒地区、金成地区、志波姫地区、鶯沢地区、いずれ北の方にだけ子供だけいるのかなというふうな見方するんですが、一体性を持つのであれば、反対に各地区に2町に1カ所でもいいですから、そういった計画を示すのが一体性を保つというのではないのかなというふうに思ひます。これは各地区、町村の町の振興計画を寄せ集めたものだと。新市の一体となる事業ではないんではないかなというふうに私は思ひますが、いかがでしょうか。

○議長 はい、事務局。それは通ったんだからいいでしょう。まず、その辺はつきりどうぞ。

○二階堂事務局次長 この資料4の事業計画につきましては、先ほどのような考え方で検討をしてきた訳でございますが、当然これまでの計画の中で公共的施設の適正配置といったことでの議論もございました。そういったことから、どこの地区にこれが必要だということまではいきませんけれども、現在の各町村でこれまでの計画の中で平成17年度、平成18年度早期にわたって予定をしているといったものは、これはやはり新市でも当然引き継ぎながらやっていかなければならないだろうということで、このような計画になった訳でございます。

○議長 はい、佐々木さん、いいですか。はい、では。

○佐々木幸男委員 申し訳ございません。これまで町で計画していたものを寄せ集めたというふうなことになるんだろうというふうに思ひますけれども、私はそのために新市建設計画、あるいはそれに伴う財政計画というものはあるんだろうというふうに思ひます。そのために、各町、町村の課長たちを寄せた分科会とか、あるいは専門部会とか、さまざまな会を設けて調整を図っているんだろうというふうに思ひますが、なかなか各町村の思惑があつて、この財政計画というものは定まらないのかなというふうに思ひますが、こういった問題では私ども瀬峰の議会の方では偏りした財政計画であるというふうな強いご意見があつた訳でございます。今のような説明では私は納得できませんので、再答弁を求めます。

○議長 部会長から、財政部会長の方から答弁をさせます。

○佐々木企画財政部会長 瀬峰町の佐々木でございます。

一つひとつの個別の事業を資料4によってジャンルごとに取り上げて参りますと、必ずしも全ての

町が均等というふうにはなっておりません。これはいた仕方ないことであろうと思います。また、仮に一つ一つの分野で全て均等ということであれば、いろいろな公共施設のばらまきにつながるというような形でございまして、効率を優先させなければならない中ではいかがなものかというふうに考えます。全体の中でバランスがとれているものというふうに考えております。

○議長　今、部会長が答弁したとおりなようでございますので、ひとつご了承下さい。はい、もう1回、それでは。

○佐々木幸男委員　あのですね、今財政部会長の方から全体的なバランスをとっているというふうなことでありますが、いずれこれについては主要事業の具体的な施策にかかわる計画事業費の集計表というふうなことで載っている訳でありますけれども、いずれその他通常事業にもあるとおり、150何億円ですか、あるというふうに記憶しているんですが、その中で行うというふうなバランスのとり方だというふうに思っているんですが、この合併特例債303億円で新市建設に向けて事業を行うよと、施設を作るんだよというふうなことは、いずれにしても市長がどなたになるうともある程度担保される訳ですよ。通常の事業であれば、市長さんが変われば当然変わる訳ですよ。どこに一体感があるんですか、そういった中で。私は一体感がないと思います。私の方ではこの問題については保留させていただきたいと思います。

○議長　一迫の佐藤委員。

○佐藤重美委員　一迫の佐藤でございます。

資料4の13ページです。この中に地域のイントラネット整備事業と、こうした項目がございまして、その中に予算的には16億1,400万何がしという、そうした事業費の内容でございましてけれども、これを見ますと、いわゆる庁舎なり、あるいは支所なり学校、そうしたところの公共施設をつなぐそうした光ファイバーの整備のようでございます。これについて若干説明お願いしたいと思えます。

それから、この資料の60号です。その中に、交流と発展 夢あふれる 栗原 というまちづくりプランというものがございまして。こうした中でいろいろと見ましても、いわゆる今現代社会の中で情報化の時代とか、あるいはいろいろな形で表現されております、ITの時代とか。そんなこともございましてけれども、いわゆる市民なりそうした住民にやはり一つの夢を与えて、そして市の整備を進めていくのも一つの考え方ではないかなと、そんなふうに思う訳でございますけれども、そうした中に、いわゆる今の情報化社会というそうした時代にあって、いわゆる情報を共有するといいますか、そうしたシステムが是非必要なのではないかなと、実はそんなふうに考える訳でございますけれども、それらの点についてどこにもそうした項目が見当たらない訳で、これらについてどのような考えを持っておられるのか、それをお聞きしておきたいと、そんなふうに思います。いわゆる人口の過疎になっても情報の過疎にはなるなとか、あるいは心の過疎になってはだめだよと。そうしたいろいろな形で表現されておりますけれども、栗原市を目指すこの合併協の中には、そうしたプランが一つも出てこない、こういうことはどうしたことなのかなと、実はそんなふうに考えている訳でございますけれども、それについてどのような考えを持っておられるのか。全然それらは必要ないと考えておられるのか、あるいは将来的にそうしたものを構築していきます、そういうことがあるのかどうか、ないのか、その辺をお尋ねをしたいと思います。

それからもう1点、確か資料2だったと思うんで、1ページ、歳出の中で、8番目の投資的経費がある訳でございますけれども、これの中身ですね若干説明をお願いしたいと、そんなふうに思います。

それから人件費の中で、特別職とあれは四役ですか、それについてはずっと同じような数字が並んでおります。これはこのようにただ単に理解すればいいのか、これはその根拠などはどうしたことか、ということになっているのか、その辺を4点ほどお尋ねをしたいと思います。

○議長　それでは、最初は会計関係の質問がありました。次が人件費と、それから投資的経費、出資金、貸付金の内容。はい、どうぞ。

○二階堂事務局次長　それでは、まず資料4の14ページ、地域イントラネット整備事業についてご説明をいたします。

これは合併した場合、本庁舎、さらには総合支所ということで、当然情報の共有をしながら住民に対する均等なサービス、こういったものをしていかなければならないと。そういったことで、それらの通信を光ファイバーでつなぐということでの事業計画でございます。そのほかに、ここに接続拠点177ヶ所というふうに想定していますが、それらは役場以外に学校であるとか、病院であるとか、公民館、そういった各公共施設、こういったものもつないでいきたいという考え方でございます。

それで、先ほど市民への夢、情報化時代の中での情報の過疎にならないよというふうなお話があった訳ですが、これまで部会等でもこれらの情報化時代への対応というふうなことで協議はして参りました。その中に以前も協議会の中で出ました、いわゆるケーブルテレビ、これを設置することによって各家庭まで全て情報が行き渡るといようなシステムは確かにございます。ただ、いろいろな先進地の資料等を調べたところでございますけれども、このケーブルテレビにつきましては、設置するのに巨額な金額がかかる訳ですけれども、それ以外に、いわゆるランニングコストというのが、これもまたかなりかかると。要するに自治体ではケーブルを引くための経費、さらには放送局を作ってそれを運営していくというふうなことが想定されます。また、各家庭におきましては、当然加入制度になる訳です。そうしますと、さぬき市の例でございますが、加入金が7万円、そのほかに毎月の基本使用料金、さらにはCS放送であるとか、いろいろな放送を聴くということをご想定しますと、1ヶ月3,000円という使用料が出てくるそうでございます。これはさぬき市の場合ですけれども、当然ケーブルテレビを設置した場合はそのような経費が自治体側でも、また各家庭でも出てくるというふうなことで、すぐ踏み込めないというのがまず一つございます。

そのほかに理由といたしましては、今地上デジタル放送というのが話題になってございます。これは、いわゆる高画質、高音質のテレビが見られるとか、さらには身近な情報、暮らしに役立つ情報をチャンネルを借りることによって情報を送ることができるとか、いろいろなメリットがございまして。このデジタル放送ですが、既に平成15年12月から関東、中京、近畿圏域では放送が開始されておりますけれども、東北では平成18年12月ころから放送が開始される予定だそうでございます。平成24年、これまではデジタル放送に全て切り替わるというふうな計画があるそうでございます。そういった中で、これ、総務省の実証実験というものをやっているという情報がございまして。この実験というのは、岐阜県岐阜市150世帯を対象といたしまして、このデジタル放送を使って双方向機能を活用したサービス提供、これができるかできないかといった実験を行ったということでございます。

す。2月1日から3月14日までの43日間、この実験を行ったと。こういった動きもあるということでございまして、このケーブルテレビにつきましては、何回も申し上げますけれども、ケーブル線の設置に膨大な経費がかかると、また将来にわたって放送局の維持をしていくための使途、さらにはいろいろなランニングコストがかかると。さらには住民側もそれなりの負担もしなければならないと。そういった中で、このデジタル放送を活用したそういった情報提供というものが可能になってくるというような動きがありますので、今すぐこの建設計画には入れないで、確か4章でしたか、そこでもそういった検討はしていくということで表現をしたということになっておりますので、将来的なことについてはこの程度の協議・確認等はしてきたというところでございます。

その次、資料2の歳出の投資・出資・貸付金でございますけれども、これの考え方は、資料1の推計手法の、先ほどの最後のページ4ページ、歳出、投資・出資・貸付金、これはどういったものが入っているかということですが、いわゆる病院、診療所、上水道、簡易水道、これらに係る分を投資的経費ということで見ているということでございます。繰出金ということでの性格に似てはいますが、考え方としてはこの投資的経費に入れるというような考え方でございますので、ここはこのような分け方をしているというものでございます。

その次、人件費のところ、特別職の給与の数字の考え方でございますけれども、これも資料1の3ページ、歳出の項目の人件費、ここに推計手法ということでお示しをしております。まず、四役分、さらには議員分の報酬、これにつきましては古川市の例を月額という考え方で計算をしてこの数字にしているということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長 佐藤委員。

○佐藤重美委員 ただ今の説明でおおよそ分かったような、そうした感じもする訳でございますけれども、やはり市民が一樣に一つの情報なり、あるいは新しい情報をやはり同じように自分のものにしていく、そうしたことからすれば、ただ今説明があったような形でそうしたこともあろうかと思ひますけれども、いわゆる予算的に膨大な予算が必要であると、事業費が必要だと、これも分らない訳ではございませんけれども、ぜひそうした、いわゆる夢ある展望を市の中にこれを網羅しながら、ひとつ検討して行って欲しいと、そんなふうにする訳でございます。ひとつそんなふうで特段のご要望を申し上げながら終わりたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長 ありがとうございます。ご要望として受け取らせていただきます。石川委員。

○石川正運委員 築館の石川でございます。

先ほど瀬峰の佐々木委員の方から本庁舎と、特に築館に限定されまして、本庁舎と総合支所の考え方はどうなんだと。あれでは手狭ではないのかなというような趣旨の質問がありました。その答弁は今築館で考えているようですというような答弁ですが、築館で考えているようであれば、築館で考えているようにやれるのかどうか。いわゆる協議会としてどういう方向で築館の役場を本庁舎にし、築館の総合支所なるものをどういう位置付けをしてやっいていこうとしているのか、まずその1点をお聞きしたいと思います。

それから、資料4番になります。6ページの5番なんですが、公共交通網の利便性向上というようなところで、その上段の部分の地域交通網整備事業ですか、これは具体的に事業名も何も、事業名といますか、具体的なものはありませんけれども、8億4,000万円ほど計上しております。この

事業というのは一体何を指してこういう財政の裏付けを出しているのか。

それから、同じ資料4であります。16ページになります。16ページのその他、医療体制の充実というようなことで、下段の方の、いわゆる栗駒国保病院の件なんです、これも何回か議論をして参りました。こういうふうな形で建設計画等々あるいはベッド数は110床で、現在のままというようなことで表現をされておりますけれども、今まで何回か議論をして参りましたけれども、ここまで来る過程の幹事会なり町村長会議等で、やはり栗駒国保病院についても110床のベッド数は必要なんだと、こういう意見の統一を見た上で今回の事業計画に載せられているのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。まず、とりあえず3点についてお願いします。

○議長　それでは、3点について答弁。

○鈴木事務局長　まず第1点目の、これは先ほどの瀬峰の佐々木委員さんの質問との関連でございます、一つは私の説明不足もございました。先ほどは、いわゆる事業費の関係で佐々木委員さんの方からお話があったはずでございました。いわゆる庁舎等の機能充実の中に、事業費としては例えば築館の総合支所との関係でどうなのかという趣旨だったかと思いますが、その辺に触れずじまいに築館町さんでというようなお話をしてしまったことを大変申し訳なく思っております。総合支所の部分の整備事業費については、この主要事業費には盛り込まれておりませんので、ご理解をいただきたいと思っております。ということで、今石川委員さんからお話いただきました。基本的には、本庁舎は協議会の確認事項のとおりでございます、10ヶ町村には総合支所を置きますと。その辺、総合支所の位置付けでは、入る部分というのはそれぞれ各町村においてどのようにするかということを検討するという趣旨でございます、ちょっと私の説明不足があったのかなというふうに思いますので、その辺ご理解をいただきたいと思っております。

○二階堂事務局次長　それでは、交通体系の事業の説明ということでございますが、平成17年から平成26年の総事業で8億4,000万円という計画をしている訳でございますけれども、ここの説明にもありますとおり、現在補助金で運行しているバス路線がある訳です。これらの見直しを行っていくということになる訳ですが、現在この補助金で運行しているバス路線、全部で15路線、これは協議32号の際の資料でございますけれども、15路線、補助金総額が8,900万円ほどある訳でございます。このバス路線を即廃止とか、そういったことはもちろんできない訳でございますので、この辺のバス路線の検討を行っていくというのが一つでございます。

さらには、そのほかに交通手段のない方、なかなか難しいという方々のための新しい交通システムというものも考えていきたいと。いわゆる今デマンド交通というものがある訳ですが、一迫町さんの方で今年度ですか、その検討をしているという動きがある訳ですけれども、こういったデマンド交通を全市的に広めて、交通の利便性を高めていきたいというような考え方です。このデマンド交通というのは、例えばタクシー業者と提携をいたしまして、予約をしながらタクシーを利用できるというようなことです。ですから、必要な時間となれば必要なタクシーが来ると、いわゆるバスに代わってタクシーを走らせるといった方法だそうでございます。それがタクシーかといえばワゴン車になるかも分かりません。マイクロバスになるかも分かりませんけれども、そういったタクシー業者と提携をしながら交通体系を確立をしていくというようなことで、一迫町さんで今検討をなさっているということです。ちょっと私のデマンド交通についての説明が悪いかもしれませんけれども、補足があれば一迫町

さんの方に説明していただきたいと思うんですけども、そういった新しい交通体系を使って、この郡内の交通網というものを確立していきたいという計画でございます。

○濁沼事務局次長 栗駒の国保病院の改築のお話でご説明をさせていただきます。

これは病院、診療所の事業の取扱い関係で、確かに委員さんからそのようなご意見もいただきました。ただ、それも含めて協議会の中でいろんな議論をされて、そして今このような提案となりました。これは病院事業については、現行のとおり新市に引き継ぐということでありまして、それから栗原中央病院の理念なり、そういう部分についても既存の3病院、それから診療所も含めて、これは新市の地域の医療体系の構築のために中央病院を核としながら医療体系を構築していくということで、これは病院、診療所の関係でもそうなんです、新市に引き継ぐと。ただこの問題については、確かに病院は引き継ぎますが、栗駒の国保病院については、2回ほどの地震の中で非常に被害をこうむったということで、これは栗駒町さんにおきまして耐震調査等をした結果、これは今の既存の病院の建物ではこれは崩壊の危険性があるということで、診断が出たようであります。それを受けて、初めは栗駒の国保病院建設、計画の後年の方で建設予定だったんですが、そういう耐震の診断の結果、これは急がなければならないというような判断を持ちまして建設計画の前段に持ってきたということになります。

○議長 石川委員。

○石川正運委員 一番目の、いわゆる築館の総合支所なんです、まず築館町としては本当に市役所本庁があそこにとというのは、本当にこれは嬉しいことではあります。だがしかし、総合支所を併設で一緒に使用するというのは本当に可能なのかなど。私どもの議会で合併の特別委員会を立ち上げてずっと議論をやって参りました。その中で、この今私が話している件も本当に特別委員会でも議論になっているところであります。そういう中で、本当に総合支所が築館の中に入れるのかどうか、本庁舎の一部の中に入れるのかどうか、私は本当に入れないのではないかとこの予想をしているんです。だとすれば、築館の総合支所なるものも、やはり今すぐとは言いませんけれども、早急に本当に考えて欲しいなど。今日の合併協議会の中にそれをぎりぎり押し込めとは言いませんけれども、そういうことを念頭に欲しいなど、これは本当に強い要望でもございます。この辺、会長、ひとつお聞かせをいただきたいと思えます。

それと、交通網体系は理解できました。

若柳の国保についてなんですが、私は建設を反対、（「栗駒」の声あり）ごめんなさい、栗駒町の国保病院の建設を反対する訳ではありません。当初から私はそういう一貫した意見を述べて参りました。確かに耐震等々で大変なものも理解できます。だがしかし、この110床という、このことについて私はどうなのかなど。やはり栗原中央病院の医療体制を一番先の理念からすれば、中央病院を万全の体制を引いた中で、そして国保病院等々のベッド数を考えてもいいのではないかと。特に、最近では医師確保が大分問題になっていますので、その辺の、ここに提案されましたことの幹事会、あるいは町村長会議の議論、その辺をお聞きしたいという思います。

○議長 会長から答弁できる分答弁させて下さい。

まず、1点目の築館の本庁舎と総合支所でございますが、確かに今石川委員おっしゃいますように、心配な点、これは事務局でも、また会長としても事務局といろいろ話しした時点でも心配な点は

あります。よって、これらについては、今後どのようにしていくのか、どこかの一部を改造するのかなど、こういう点もよく検討させていただきまして、現在建設計画にはありませんが、その改修する程度の予算については、これは新市で生み出せるものであろうというふうに考えております。予備費などもありますので、そういうものでこれは対応していく必要があるだろうというふうに会長としては思っております。

それから、病院でございますが、これは中央病院を建設する際に、確かに病院の建設理念なり方針なりというものを立てました。よって、中央病院を300床にするということで、若柳町の国保病院から33床移しておりますし、確か栗駒町でも20床を中央病院の方にベッドを移しております。そのことによって、当時の我々町村長の中では、今後の地域医療はそれらのベッドを移した後の、いわゆる病床数でもって栗駒、若柳は経営をしていくというふうなことで理解を得たものであろうというように私は思っている次第であります。

○議長 遠藤委員。ちょっと待って下さい、ここで1時間以上経過しましたので、遠藤委員さん、休憩した後にはひとつ新鮮なところでご質問賜りますので。

暫時休憩をします。10分間、50分まで。

午後3時37分 休憩

午後3時49分 再開

○議長 それでは、休憩前に引き続きまして再開をいたします。

休憩前に指名をいたしました遠藤委員、発言許します。

○遠藤 實委員 志波姫町の遠藤です。

この資料NO. 4の13ページ、先ほどの石川委員と一部関連しますけれども、新市における庁舎の建設事業計画でございます。去る1月15日に新市の事務所の位置の設置について小委員会の委員長から報告になって協議されましたが、その協議の中に、報告書はこのとおりでありますけれども、質疑の中で、財政計画に入れて速やかに早い時期に新市の市庁舎を建設するという会長からの回答があった訳でございます。しかし、この計画を見ますと、委員長報告は10年を目途にという表現でありましたが、10年を目途にして9年目に設置に入るというような計画でございます。新しい栗原市になった場合、各町村の今の役場庁舎を総合支所的に使いますよということで協議済でございますけれども、私はその際に何回も言いましたけれども、総合支所でこのままずっといったならば、さらに総合調整する機能がその上に乗っかるというような行政組織であれば、なかなか経常経費の節減にはならないと。職員は退職者の2分の1を採用してやりますとあって、さらに一方では各町村に総合支所を配置して、今度は総合支所が入れないからその総合支所を増築するとか何とかというような、一部考えもあるやに聞きましたけれども、やはり早い時期に市の庁舎をきちんと建設して、行政経費の節減を図るのが、逆に住民サービスにつながるのではないかというようなことで、私はこの平成23年に基本設定に入るんですか、しかも建設は平成25年、平成26年、特例債が最後の年だというようなこの計画では、かつて協議したときの何と申しますか、説明にはちょっとほど遠いのではないかという感じがする訳ですけれども、やはりこの財政計画にきちんと入れて、早い時期に建設するのが

将来の栗原市のためになるのではないかという、私は考えを持っていますけれども、その辺お聞きします。

○議長 今遠藤委員からの発言はなかなか事務局でも難しいんであらうと思いますので、政策的な問題ですから、会長の方から答弁させて下さい。

今の財政状況ではどうしてもやはりこれ、今の計画どおり進めなければならない財政計画になっている訳です。これを早めるということになればいろいろな問題もない訳ではありませんが、ただ、やはりこれはいろいろな事業の関連からいたしまして、前で計画した事業が後年度に回るといったようなものも、中には恐らく、これ計画ですから出てくると思いますので、これは新市になった場合において、いろいろなローリングがあるはずで。そういう点において、今のご意見を意見として、これらについては新市に引き継いでいかなければならないものだろうと思いますので、ひとつその辺でご了承賜っておきたいと思います。佐藤委員。

○佐藤幸生委員 佐藤でございます。

高清水は、この栗原市の建設計画に当たって、栗原の南玄関だというような考え方で住民の皆さん方とこの合併の議論をいたしておるところでございます。この合併計画の中の事業計画を見てみますと、充当財源が合併特例債に基づいて行われるもの、あとその他先ほど説明ございましたが、過疎債を充当するものというような形で行われているようでございますが、本町におかれましては、この際栗原郡、栗原市全体のことを考えなければいけないとは思いますが、あえて申し上げさせていただければ、合併特例債で旧高清水の行う事業は総合支所の建設計画だけだというようなことで、これでは余りにも高清水を軽視しているのではないかというような意見もある訳です。私は、その合併特例債で充当しない事業はこれこれこういうものというようなことで説明は受けている訳でございますが、私どもは分るんですが、住民からしますと、この記録として何も残っていないものですから、これではいけないのではないかというような声もある訳です。

先ほど過疎債について平成22年の時限立法であるから、それ以降について合併特例債を充当して行われないものについては行うということでございますが、それはよろしいですが、国の方針としてはやはり平成22年をもってこの過疎支援特別措置法なる法というものは廃止されるのかどうか。これ、廃止されるだろうということで、じゃあ合併特例債というのでは、やっぱり地方財政の健全化を図る意味からも、この過疎支援措置法というのはやはり農村地帯、特に過疎地帯における財源の確保の観点からした制度というものはやはり必要な制度であるというふうに私は思っているんです。これまでも栗原郡においてはこの過疎支援特別措置法において大きな効果を生み出してきている訳でございますので、やはり平成22年以降、この制度の存続を求める働きかけというものがあってもいいのではないかと思います。その点についてどうなのかひとつお伺いをいたしたいと思います。

それからもう一つは、この新市建設計画の中に、雇用の場の確保ということで、アクセス道路の整備等を推進を図りながら工場の誘致を積極的に推進するというところで、資料の4の最後の17ページにございますが、その他の中に工業の振興ということで、工業団地の整備事業、土地開発公社、そういうことで、ここに2件ございます。平成20年、平成19年から平成20年からのこの2点ございますが、この工業団地整備事業計画の具体的な構想というものはどのような構想なのか、その概略についてご説明をいただきたいと思います。この二つについてお伺いをいたしたいと思います。

○議長 過疎振興法でございますが、これは、今県内に過疎町が確か21町だと思います。栗原郡は6町、その同盟会が現在も組織されておりまして、これは全国的な組織までいっております。そういうことで、毎年のように全国大会なり、なおかつまた、県の総会を通じましてこの過疎振興のことについて政府なり国会に要請をしていることは間違いありません。今後、これらについては継続的に、なお一層強く要請をするということで、ひとつ運動を展開して参りますということで、ご了承賜りたいと思います。これ、本当になくなってしまいますと大変でございますので、これからも継続しながら努めて参ります。

それから、工業団地のことについて説明して下さい。

○二階堂事務局次長 資料4の17ページに工業の振興のところに工業団地整備事業ということで、二つの事業が計画されているところでございますが、これは上の計画が若柳・金成インター周辺の工業団地、下の計画が築館インターの周辺の工業団地、こういった工業団地を造成をしながら、企業の誘致を図り、雇用の場、雇用の図っていくというような計画でございます。

では、どのような事業が来るのかといったところまではまだ具体的な計画はされてございません。

○議長 この工業団地の計画、これ若柳・金成インターチェンジ、それから築館のインターチェンジ、これらについては、以前から工業団地の方策、これは築館、若柳、金成、それから志波姫でもって構成をいたしておりますくりはら産業都市拠点整備事業があるんです。この中でも計画に入っておったものをここに載せてきた訳ですので、今後このような景気でございますので、景気浮揚とあわせながらやはりやっていかないと、作って売れないんではこれは大変ですから、それらも見比べながらやっぱりやっていくのが工業団地であろうと思いますので、工業団地については新市になってこれは検討するべきであろうと思いますので、ご了承を賜りたいと思います。伊藤委員。

○伊藤竹志委員 鶯沢の伊藤です。

1点質問をいたします。

資料2、地方税のところの個人市町村民税、今度市民税になるんでしょうけれども、この金額なんですが、確か人口は10年間で9.4%ぐらい減るといような予想で立てているかと思うんですが、この住民税の金額はそれほど減っていないということで、何か違う財源がここに途中生まれてくるかなんかなんでしょうけれども、人口の減少用ほど減っていないというのがちょっと気になったものですから、これ1点質問です。

○議長 市町村民税の計算した内容について。

○二階堂事務局次長 町村民税の均等割ですが、まずこの均等割の単価でございますけれども、市となりますと1人当たり2,500円という単価になる訳でございます。その単価でもってこの人口は、コーホート法によります人口推移を基にその単価を掛けて推計をしているという計算方法でございます。

○議長 伊藤委員。

○伊藤竹志委員 それを承知の上で質問したんですが、平成17年の数字と10年後の平成26年の数字、人口は確か前に出された資料ですと7万何ぼだったかと思うんです、栗原の人口は、7万9,000だったかな、と思うんです。確か9.4%減るんですよと、その分当然住民税も減るんじゃないでしょうかという質問なんです。

○議長 そのことについて。

○二階堂事務局次長 申し訳ございません。この推計は、先ほど申し上げました2,500円は均等割の部分でございまして、そのほかの分の所得割等については据え置きという形で計算をしておりますので、均等割部分だけが影響が出ているということでご理解いただきたいと思えます。

○議長 伊藤委員。

○伊藤竹志委員 次の質問なんですが、資料1の地方交付税、一本算定額なんですけれども、これは要するに10カ町村全部足した上の73.92%にしたというふうに理解してよろしいんですか。この73.92%の根拠をちょっと知りたいんです。

○議長 はい。

○二階堂事務局次長 一本算定の場合の率ですが、今73.何%というのは、これは推進協時代に推計をした際は73%でしたが、先ほど法改正による算定替の資料の中で80.05という数字が出ている訳ですが、平成15年を参考に一本算定替を再度試算したところ80%程度になるということでございます。これで推計をしているというものです。

○議長 伊藤委員。

○伊藤竹志委員 今理解しました。ありがとうございます。

それと、あともう一つ質問なんですが、合併後も地方交付税は減額されていくというふうに思われるんですが、算定の方法は10ヶ町村下回らないけれども、全体としては減額していくよというふうになっていると思うんですが、その減額の根拠ですね、そういうのは何かあれば、多分これを見ると減っていますので、多分それも加味して計算されているんだなと思うんですが、それをちょっとお教えいただきたいんです。

○議長 地方交付税法のシミュレーションのあり方。

○二階堂事務局次長 地方交付税法の交付基準というのは、これは毎年度国の総予算枠の中で変わってくる訳ですが、平成16年度の地方交付税の推計をする際には、これは前もってもう国の方から県の説明があった訳ですが、前年度比マイナス6.5%ということで平成16年を推計をしております。さらに、平成17年度以降につきましては、マイナス3.4%、平成17年、平成18年と2年度間についてはマイナス3.4%ということで推計をしています。この根拠ですが、去年の秋に示されました平成16年の総務省の概算要求、これがマイナス3.4だったということで、これを参考に平成17年、平成18年は減額を見込んだというものです。さらに、平成19年度以降については、前年度のマイナス1.5%ということで減額を見込んで推計をしたというものになってございます。

○議長 伊藤委員。

○伊藤竹志委員 どうもありがとうございました。私、今一連の質問をしたのは一つ意味がありまして、今回の財政計画を見て減る材料ばかりなんですお実を言いますと。ですから、私はこの財政計画に一番求めたいのは、合併による効果で人件費だけではなくて、力強い栗原、何か財政になるような、そういうような根拠はここにはないのかなというようなことをまず申し上げたいと思うんです。特に、国の方でも三位一体ということで、税源移譲だとかという話が出て、まだ具体的にはなっていないんですけれども、そのようなことはこの中でも加味しているんでしょうかどうですか。

○議長 はい、今の内容。三位一体の内容、加味しているかということですか。

○二階堂事務局次長 はい、確かに三位一体の改革の中で補助金の削減なり、所得譲与税ということで報道はされている訳でございます。平成16年度の町民税の均等割、これも2,500円から3,000円になるというような考え方が示されておりますし、所得譲与税、これも人口1人当たり1,674円、こういった方向で検討されているというところでございますが、この財政計画につきましては、現時点での現行制度によって推計をします。まだ未確定な制度を予測しながら将来を見込むというのは大変危険だということで、減額がほとんどですけれども、現行制度による推計ということで作成をしたということをご理解いただきたいと思えます。

○議長 はい。

○伊藤竹志委員 どうもありがとうございます。

質問が一つ一つまた飛んで申し訳ないです。

あともう一つ、先ほど工業団地の件が一つ出たんですけれども、これからの時代、ちょっと工業団地を造成したり、または企業を呼び込むというのは非常に困難な時代だと。今日河北新報の方に若柳町に工業団地を運送会社の方というような記事もちょっとあって、おお大変なんだなという感じを受けたんですけれども、やはりこの中で盛り込んで欲しいのは、やはり既存の栗原の企業、または一生懸命栗原で頑張っている農業者の方、そういう方たちのやはり支援事業というのもこの中にぜひ盛り込んでいただきたい。やはり今住んでいまだ頑張っている人たちが一番可能性があるんです、外から引っ張ってくる人よりも。また、そういう人たちを本当大きくすることによってまた郷土の誇りにもなっていくんですね。ぜひそのような施策をこの中身にやはり入れていただきたいなと一つ思うんです。

あともう一つ、リサイクルの問題です。鶯沢はエコタウンの認証を受けまして、合併後もエコタウンということの伝統を守りながらまだまだ発展できるんだというようなことで、町民も頑張っているとは思いますが、この中でなかなか鶯沢がそういう位置付けをされていないというのが非常に残念なんです。私今探したんですが、15ページのところにも自然リサイクル、エコ推進事業ということで、民間事業ということで高清水町に建設予定されているんだというような、あるんですけれども、これ、ちょっと私余り聞いてないんですよ。これ、高清水議会なんかでもやはりよく報告されていることなのか、ちょっとこの辺の説明をしていただきたいんですが。

○議長 分かる範囲内で説明して下さい。

○二階堂事務局次長 建設計画の中で自然環境に配慮した栗原地域というふうな考え方があったかと思うんですが、その中には新エネルギーという言葉もあった訳ですし、自然エネルギー、さらにはごみのリサイクル、そういった言葉も出てきたところです。その中で、15ページにございますバイオエナジータウン構想、予定地区が高清水地区というふうになっていますけれども、これはここにありますが、生ごみなり畜産廃棄物、こういったものをエネルギーに変えると、いわゆるバイオマスを利用した事業構想ということで、既に民間の企業と一緒にこの計画を作成をしているということでございます。いずれこういった事業は高清水地区のみならず栗原地区全部に、栗原市全域でこういったものができるようになった方がいいのではないかと、そういったことから、現在計画されている分としてここに、この計画に入れたというものです。

そのほかに、風力発電であるとか、さまざまな話し合いがまちづくり検討委員会等でも行われてき

ましたが、民間の団体では風力発電を研究している団体等があるといったことから、新エネルギーの調査研究という言葉に「支援」という言葉をわざわざつけ加えたという経過がございますので、この辺は官民一緒になってこの自然エネルギー等の推進、促進を図っていくというふうな考え方でございます。

○議長 はい。

○伊藤竹志委員 ありがとうございます。よく理解できました。

私どもも別に地域に固執して鶯沢だけとは思っていないんですけども、全市的な立場でそうしていただきたいんですが、ただ鶯沢もそういった伝統もあって、そうして地域を再生しようということで住民頑張っていますので、その辺をぜひ考慮していただきたいと思うんです。あともう一つ、これ非常に嫌がられる話で申し訳ないんですけども、カドミニウムの問題ですね。土壌処理等の問題が非常にないんですけども、これは風評被害、またはそのような問題を出すなというような声が非常に多いんですけども、あるところで聞くとアメリカからの方の圧力で今度基準が0.3PPMから0.2に下げられるんだというような話があったり、日本の米はほとんどだめになるんじゃないかとかいう中で、やはり逆に地域の印象をよくすることで土壌処理というのも積極的にやはりやっていくというようなこと、ここに鉱山があったということは全国みんな知っていることですので、一生懸命隠しても仕方ありませんので、やはりそういったこともぜひ私たちの、特に迫川の流域の住民からすると切実な願いだと思いますのでお願いします。

○議長 はい、ありがとうございます。はい、茂泉委員。千葉さんこの後ね。

○茂泉文男委員 花山の茂泉です。

まず、全体的な問題ですが、予算ですが、財政計画。投資的経費が全体の約20%、それで20%というのはいかにも少ないなという感じはします。といいますのは、合併による財政効果ですか、それらがなぜ20%になって表れたのかなという感もいたします。通常ならば30%ぐらいがいいのかなという感じもしますが、でもこれ諸刃の剣ともなりますが、こちらの方を増額するとソフト的な、あるいは社会福祉的な予算が削減されるというような一つのアキレス腱でもありますが、この20%、これで適正であったかどうかということと、それと合併効果の財政的な問題ですが、均衡のとれた配分であったかということ、まずもってお伺いしたいと思います。

○議長 今の投資的経費。

○二階堂事務局次長 投資的経費約20%というお話ですが、当然投資的経費いろいろな起債を起こして事業を行っていく訳になろうかと思っておりますけれども、資料2の確か5ページで地方債残高の推移ということでお示しをしております。さらには、その前ではこれまでの各町村の財政指標等もお示しをしているところでございますが、当然この投資的経費なり地方債が多くなれば公債費、いわゆる借金の返済がずっと後年度まで続いてしまうといったことで、果たしてそれが健全かといえばそうではないというふうに考えるところでございます。そういったことで、ある程度健全とまではいかない部分もありますけれども、危険にならない程度の財政計画ということで作成をしております。

なお、歳出の20%の話ですが、類似団体と比較をいたしますと、申し訳ございません。合併前、例えば資料2の1ページでご覧をいただきたいと思いますが、合併前の、いわゆる平成15年の決算見込みがございまして、ここでは10町村の合計ですが、64億4,600万円という投資的

経費であった訳ですけれども、平成17年は93億円、そして81億円、68億円というようなことで、決して合併前と比べればそんなに少ないとは思わないというふうに考えております。

○議長 はい、茂泉委員。

○茂泉文男委員 それで、均衡のある合併の効果の財政の配分というんですが、各町村といいますか、うちの方は別としましても、大きな事業が見込まれるというものもございませぬ。そういったような町については、当分は緊急を要するもの以外は我慢して下さいよと。あとはそちらの方に回しますよという、そういったような約束事というんですが、町村長さんたちの約束事的なものはあったんでしょうか、それをお伺いしますが。

○議長 その前に答弁できるもの答弁して。

○二階堂事務局次長 この建設計画の主要事業の検討をするに当たりましては、五つの考え方というものをもつて検討を行ってきたという経緯がございませぬ。ちょっとすみませぬ、具体的な基準として、一つは、地域活性化産業の振興に資する事業を検討しまして、二つ目には、新市の一体感を高める事業、三つ目には、住民要望の高い事業、四つ目に、地域全体のレベルアップにつながる事業、五つ目として、情報化施策と現代社会の要望に基づく事業、こういった基準の中でこれまで検討をしてきたところでございませぬ。

そういったところで、例えばある事業が一つの地区にあると、それはその地区の事業ではなく新市全体の事業だという考え方のもとに事業を検討してきたと。たまたまそれが町村バランスといいますか、でこぼこがあるというふうには見えるかもしれませんが、考え方としては新市で必要だということで検討してきたということでございませぬ。

○議長 はい、茂泉委員。

○茂泉文男委員 もう1点お伺いしますが、栗原中央病院、前は築館にあった総合病院ですな、それと若柳の、これは国保なんですか、旧病院の、いわゆる解体費、あれは企業会計であるがゆえに企業でやるものか、いわゆる病院会計で解体費を賄うのか、あるいは新市でそれを行うのか、その点は検討された経緯はあるでしょうか。

○議長 これ若柳の場合の解体費ですが、これは当然今まで企業で使ったものですから、企業会計でこれは取り壊すというふうな方向で、平成16年度にはどの程度かかるのか調査費は計上して、今若柳町で計画をいたしております。

○茂泉文男委員 基本的には若柳町の企業会計ですが、国保病院会計でやるということですが、あと1年という、1年もない時点でそれは可能なものなんでしょうか。

○議長 合併前に取り壊すという訳には参りませぬ。やっぱりこれは新市に引き継いでいかなければならないと思います。平成17年3月に病院が完成しますので、その後取り壊しをしなければなりませんから、合併前には取り壊しをするという訳には参りませぬので、新市に引き継いでいかなければならないと思います。

○茂泉文男委員 そうすると、結果的には新市の経費でそれは行うということですか。

○議長 新市というよりも企業会計の中で、若柳の国保病院はもちろんです、新市の中でやはりやっていかなければならないと思います。

○茂泉文男委員 はい、分かりました。

○議長 はい、千葉委員。

○千葉伍郎委員 2点ほどお尋ねをいたします。

資料2の2ページ、財政指標を見ました。平成14年度の市の実態や、あるいは郡内の町村の財政指数も列挙されておりますから、その中で、特に公債費の負担比率、地方債の現在高比率、将来にわたる財政負担の問題、これ、どれをとりましても新市の財政指標というのは極めて厳しい指標になっております。これらは何らかの方向で改善をとするならば、どういう手法が今考えられているでしょうか。私はこのままでは大変な新市財政に陥るのではないかと、この数値を見ている限りでは。従って、これらについての財政専門部会等々での数値を出すまでに至る、あるいは他の市の例までに引き下げていく、数値を改善していくという手法などは財政担当者会議の中では議論をされてなかったのかどうかお尋ねをいたします。

それからもう1点、資料4の16ページ、その他の公営企業会計事業との関連でお尋ねをしておきます。

ここには医療体制の充実ということだけで、他の企業としては上水道が企業会計としてある訳でありまして、上水道の料金議論をした際にも、いわゆる事業計画を出して下さいと、こういうお話をしましたが、事業計画は合併までに計画している事業についてはそのままですという形で、事業計画がいまだに何ら形でも示されておられません。そうしますと、水の関係につきましては、合併をしても何ら心配のない状況なのかどうか。それから、住民生活に最も関わりのあります水道料金の格差がいっぱいある訳です。それを解消するためにはどういう手法をとっていくんだらうかと。例えば前からお話ししました大崎から水を買っている高清水、瀬峰町の場合、栗原の美味しい水を何とか一緒に飲んでいただきたいということになれば、それなりの事業が当然考えられなければならないと思いますが、何ら形でも示されておられませんから、これらの問題は、特に上水道の関係について言わせてもらえば、料金の格差是正を主にして企業会計としての事業などというものは、現時点では合併後については全く私たちの手元にない訳ですけれども、この辺はどのように理解をすればいいのかお聞かせをいただきたいと同時に、水不足やそこで困っている現在の町村はないのかどうか、そのところについてもお聞かせをいただきたい。

○議長 はい、2点について分る範囲内で事務局答弁して下さい。

○二階堂事務局次長 まず、財政指標の関係でございますが、決して安全なエリアにはないということで、将来的にも心配はされるところでございます。ただ、今回のこの財政計画を作成する際に当たりましては、やはり合併効果、いわゆる合併特例債というものがございまして、その合併効果といえますか、住民の皆さんの期待をするようなところの投資的経費、これはある程度見込まざるを得なかったということで、このような計画になってございます。

将来的にどのようなことが考えられているかというようなことですが、この投資的経費につきましては、合併特例債を使って10年間にある程度重点的に投資がされるということになりますと、それ以降については投資的経費はだんだん下がっていくのかなというふうに思います。そういったことで、ある程度指標も安全域の方に移行していくのかなというふうに考えるところでありますし、人件費なり物件費、こういったものも合併の効果ということで、それぞれ行政改革、こういったものを進めながら削減をしていきながらその歳出を抑えていくというようなことが今後の課題という

ふうになるかと思えます。

○議長 水道は。

○濁沼事務局次長 それでは、水道の内容について説明させていただきます。

これは一つは、今ある町村においてはいろいろな事業を進めているということで、それが水道料金にどのように新市の部分かということだろうと思えます。

これは11月27日の第8回の協議会で上下水道の部会長から説明をさせていただきました。これは今いろいろな計画、町村で持っておりまして、その部分については当然現行の水道料金の中に既に網羅されているということで、例えば今持っております町村の事業計画、これが進んでいった中で大きく水道料金が変わるのかということは基本的には出てこないだろうと。既にそれを水道料金の中に盛り込んでいるというような答弁をさせていただいております。

それから、給水の例えば高清水さん、瀬峰さんの部分であります。これは大崎広域水道からの部分であります。ただ、これも幾度となく説明をさせていただいております。新市の水道会計、これは1自治体1上水事業が原則となっております。この部分については、新市において今の合併によって複数の上水施設を有する場合、この場合については、暫定的な措置として最長2年間複数の上水施設を有することができるというような内容になっております。これを受けて調整内容としては、平成19年度に新市の新たな水道事業計画を策定するというで説明をさせていただいております。

平成19年度に新市の新たな水道計画ということですが、これは平成19年度に策定検討するという部分ではなくて、新市になった場合にすぐこの計画を策定に入ることとあります。具体的にどのような部分かといいますと、一つは、今郡内に五つの水道事業体があります。この現況の経営実態を把握しながら、それから各町村の水道事業を統合した場合の経営収支の検討、それから水道料金の設定、それから現行の上水施設事業間の、例えば先ほどお話しありました導水管や給水管の接続計画等々も含めて、これは検討していくということになります。当然この中では各水道事業認可のいろいろな部分の関係図面等の具体的な作成も出てきますし、県との協議、厚生労働省との経営許可の認可の関係も出てきます。ただ、その中で、例えば瀬峰さん、高清水さんについて既存の栗原の上水から接続になるかという部分を含めて、新市の大崎広域水道から水を買うという部分が将来的にいいのか、そうでない方が安くつくのか、それらを全て含めてこれから新市において検討して、平成19年度に新たな計画を作るということとあります。であります。決して自前の水の供給をしないという部分ではなくて、それも含めて新市で検討して行って、平成19年度にはきちっとした計画を出したいということとあります。以上です。

○議長 はい、千葉委員。

○千葉伍郎委員 財政指数の関係ですが、いろいろ答弁がありました。そういう対応をしてもこの数字にありますように、平成17年から平成26年までの各種指標が類似の市と対比をしましても数字的には悪いと。こういう状況というのは、ある意味では新市の財政の赤信号までいかなくとも黄色信号ではないでしょうか。一方では、特例債の活用問題、こういう住民の要求等々が絶え間なく続いている訳ですよ。そうしますと、合併して財政が行き詰まるということは私は出てくる可能性があるのではないかと。うんと心配しているんです。公式に今の時点で出された数字がこれでございますから、合併した後、恐らく数字がよくなるなんていうことはないのではないかと考えていま

す。人件費の問題やさまざまな問題だって、少なくとも先ほど来から言われているように段階的に削減をしていくと、一定の目標をしていくと、そういう幾つかの前提条件を加味して財政計画を立てた結果、なおさら財政指標がこういう数値的な状況というのは、私は発足の新市の財政としては危機的な状況ではないでしょうか。ここを私は心配をしておりますから、特別答弁は要りませんから、財政を司る方々は、いずれ新市になって財政議論をする際に、いや、あれはあれでしたという話にはならないように、十分意を添えていただきたいというふうに思います。

それから、先ほど来言いました上水の関係です。平成19年に事業計画を出さないと上水道の全貌が私たちには見えないと同じことですよ。私は心配をしているのは水を、先ほど答弁ありませんが、水不足の地域はないんですか。何とか料金の格差だけ新市になって調整する、その程度の上水道の置かれている状況なんでしょうか。私の方の町の状況を見ますと、上水も簡水もおいしい水であります、余っているんですよ。本当は合併をしたことによって私たちの町が今お金をかけて流しているんですよ。その水を合併と同時に使う方策だとか、そういうものを考えられないだろうか。あるいは今高清水、瀬峰が大崎から買っている問題だって、実際築館なり隣接の町村を經由して水を栗原郡一つという意味で供給をするためには、何が隘路なのかと、料金だけの問題でないですね。給水をするために何が問題なのか、あるいはどのぐらいの経費がかかるのかという問題が全くこの時点では示されないままに、平成19年の事業計画ができるまでというだけのふれで、この新市の上水道問題が片をつけるという訳には私はいかないと思っています。ですから、少なくとも平成17年から平成19年までの間で行わなければならない上水道関連の事業というのはどのぐらいがあって、企業会計としてはどうなのか。ましてや平成19年を見通した現時点での水不足の解消だとか水質の改善だとか、そういうものが一体課題として抱えている町村がないのかどうか。少なくともそういう課題の分だけは示していただかないと私はならんと思います。ぜひそのところを少し聞かせて下さい。

○議長 1点目は要望でございます。2点目。

○濁沼事務局次長 これは前に上水道の議論の中で栗原郡の各10ヶ町村の上水の普及率、簡易水道を含めた部分で資料的にお出しをしております。これは今郡内に上水問題で水不足を来しているところはないのかということですが、これは前の資料でも見ていただければ普及率が100%という分になっておりませんから、確かにそういう部分があるだろうというふうには思います。ただ、決してその地域については水を飲まないでいるという部分ではないだろうというふうに思います。基本的には普及率100%を目指すというのは、これは当然であります。ただ、先ほど言いましたように、どうして平成19年度に全体の上水計画を見直すかという部分であります。これは確かに上水の問題でもいろいろご議論いただきました。これは合併時まで、それから合併になったらすぐに計画策定ができないのかというようなご質問も確かにあったように記憶しております。ただ、先ほど言いましたように、いろんな部分で収支の経営の部分、先ほど言いましたように、いろいろな部分をきちっと積み重ねていって、その中で新たな水利権の問題、それから今各施設にあります五つの上水の給水区域なり、給水人口なり、そういう部分を変更ということになりますと、先ほど言いましたように新たな許可をとらなければならないということで、この作業は県と打ち合わせもした経過があるんですが、最低でもそれだけで1年ぐらいかかりますよ。これは合併時までには非常に難しいですよというふうな経過があります。そういう分も含めて、これは新市になりましたら、そういう行政組織としては

上下水道部というようなことで今考えておりますが、そういう組織の中ですぐに新市においてそのような計画の検討に入るということで、そして少なくとも平成17年、平成18年の中で、平成19年度にはきちっとした計画を立てて県なり国に持ち込んで許認可を受けるというようなことで説明をさせていただきました。

当然その料金体系からいいますと、その中でこれは当然新たな計画を立てるといいますと料金は一体系ということが原則になります。そういうことで、料金につきましても新市で新たな計画を立てた中で料金は統一をさせていただきますということで、これまで確認をさせていただきました。内容からいいますと、決して、先ほど言いましたように栗原五つの上水をつないだり、それから高清水、瀬峰については大崎広域からのこれまでのような供給を、水を買って将来ともいくという部分ではなくて、それも含めて、それから例えば確かに言われましたように、一部の町村については水道が非常に水利権的にも余っているという分もあります。それを効率よくする分も含めて、それから今個々にありますこの上水を導水管なり給水管をつないでいく、それも含めて新市の中で新たな計画の中で検討していくということでもあります。ただ、それをここではっきり言えないのは、全体的な水利権の話、それからいろいろな事業費の話、それからいろいろな部分がありますから、それらを含めて新市において検討し、平成19年度にはきちっとした計画を皆さんにお示しするというご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長　もう1回。

○千葉伍郎委員　そうしますと、単刀直入にお尋ねしますが、この公営企業、上水道企業会計絡みでは合併特例債等々の財源は今時点では使わないということがお約束できますか。まずこれが一つ。

それから、具体的にご提案を申し上げますから、検討して、これが何が障害になるのか分かりませんが、先ほど来言っていますように、本町の、私の方の水は2万人構想で上水道を作りました。水はかなりのお金をかけて流しています。そういう意味では、聞くところによりますと、若柳町は上水道を建設しようという議論があります。そういう状況の中で、これは一つの案でございますが、私たちの町の末端であります通称杉橋という地域からくり電沿いに導水管を引っ張っていくという状況などは、そんなに経費がかからないし、ましてやりくり電の問題が、今存廃問題が議論をされている用地の効率的な活用等々を考え合わせるならば、私は合併の一つの恩恵として水をお互いに融通し合うという構想には立てないのでしょうか。何ぼしてもおらほはおらほということで上水道施設を30億円だか分かりませんが、かけてしなくてはならないものでしょうか。くり電沿線沿いにもし導水管をうちの方からおいしい水がいくということになれば、恐らく3分の1ぐらいの経費でできるのではないかなという私なりの勝手な考え方を持っておりますが、そういうことも含めて、合併による恩恵というのが具体的に住民生活に直接かかわる問題解決の一つになればという問題提起をしている訳です。こういうことも含めてもちろん考えたことがないでしょうから、これ以上の話をするつもりはありませんが、少なくとも現時点で合併時点における事業内容が全く示されない、平成19年度にならなければだめなんだというような形で、上水道に関しては目をつぶって判子を押して下さいということなんでしょうか。私はぎりぎりでも結構ですから、上水道の今現在各町村が抱えております事業計画や、あるいは長期、中期の事業計画などをお示しをしていただいて、これをやっぱり最終調整としては平成19年を目途にしてやるんですというんなら、私はその時点で理解もしますが、今やみくもにとに

かく平成19年を待って下さいというだけでこの上水問題が解決するとは思わないですよ。どうなんでしょう、それは。事務当局もさることながら、ここは会長、何か考えておりませんか。

○議長 答弁させて下さい。いいですか。

今千葉委員から上水道のことについて若柳を含めてお話がございました。栗駒町で何トン余っているのか分かりませんが、若柳町の実情を申し上げます。

一迫、築館、志波姫、若柳、石越、金成、この6町は花山ダム再開発ということで、花山ダムの再開発のために金を納めて花山ダムの放流口を改造いたしております。それで、築館町でも約5,000トン、若柳町でも5,000トン、1万8,000トン、毎日常下流に水を流すということで、今その1万8,000トン下流に水を流しております、県では。それを6町でもって水利権を得ました。これは当然ただの水ではありません。既にその工事費を納めております。若柳町でもそれらを踏まえて平成11年に料金を改正いたしまして、現在基金が16億円ほどたまっております。それから、若柳町の料金体系を申し上げますと、若柳町には倉元製作所という水を使う工場がございます。ここに1日1,300トンないし、これからは1,700トン、2,000トン供給をしなければなりません。これ1日2,000トン供給した場合、そこから上がる料金これで職員の給料を払っても余りあります。ですから、決して料金を工事をしたからといって引き上げるということはありません。恐らくそういう体系で料金体系をざっと組んでおります。そういうことからいたしますと、当然栗駒町さんで今いろいろと案じていただきましたその方策、これもありがたいことです。しかしながら、今そのようなことでそれぞれの、もう既に若柳町を除いた5町は上水道を全部改造いたしまして、それらで行っております。いろいろなことがありまして、若柳町遅れておりますが、以上のようなことで、やはりこれは栗駒町さんからお水を頂戴してもしかるべきだろうと思いますが、やはりそのような工場の供給する内容、水量、こういうものを含めて若柳町ではほぼ1万トンという上水道を作らなければこれは町民に対する安全な供給、また工場に対する安定的な供給ができ得ない訳でありますので、そのことで若柳町としてはどうしてもこの上水道施設の建設をしなければならないということになっておりますので、いずれはこれは今事務局で申し上げますように、今水を不足しているのは恐らくどこにもないのではないかと思います、そのような水利権をとっておりますから。そういうことで平成19年には一つにしなければならない、なおかつまた、瀬峰町さんなり高清水町さんの大崎広域から今水を買っているものを栗原から供給する、これもどこからどのようにして供給したらいいのか。それだって調査をするにはある程度経費をかけて調査をしなければならないと思いますし、これが可能なかどうか、これはこれから新市になってこれらは今検討させた方が時間的にはよいのではないかというふうに会長は思っておりますので、ひとつその辺でご了承を賜りたいと思います。

そのほかございませんか。時間もたっていますが、はい。

○高橋光治委員 金成の高橋です。

資料の1の方でございますが、出されました中の3ページ、この5、これ歳出の項目であります。補助費等というところ、ここにもありますが、基礎額を措置をしたほかに各町に見込まれた特殊要因を加算するという内容、それから4ページでございますが、8の投資、出資、貸付金、その他でも同じように各町村間に見込まれた特殊要因を加算する、またはこの9の繰出金にも同じようにあります。下に特殊要因というのがありますが、これら、各町村の特殊要因で加算をするとはどのような

ことでありますかお尋ねをいたします。

次に、資料の4の部分で出されておりますページ2でございますが、この中に防犯・防災の体制の強化というのが出されてございます。全体的には約30億円ですね、29億何がしだと思いますが、その中で消防分署等、庁舎等の整備事業というのが出されているように思います。そうした中において、全体的には防災センターを平成17年度からすぐ建設が始まって、これは平成20年度から分庁の整備をするようではありますが、これらの中で聞きなれない、一つに言いますれば分署方式というものが変わってきているように思います。これら5署体制方式の中の捉え方というものはどういう状況で出てきたのかお尋ねします。特に、消防その他の関係については、町村でやっている部分よりも広域で行っている部分が割合的には多いと思いますので、お尋ねをするところであります。

次に、第3点目ではありますが、前回会長も含めまして中央病院の決算見込みや若柳町さんの国民健康保険病院の実績や計画書が送られて出されて説明をいただきました。私も病院会計には疎いものですが、よくああそうだなということで勉強させていただきましたが、ここでお尋ねをしますが、病院のこの企業会計というものは、新市になれば一本化にされるというふうにも聞いております。そうした中において、病院その他、3病院含めて一本化その他になった場合に、赤字になった場合などには新たな病院の建設などというものは許可をされたり、建設をすることが果たして可能なのでありましょうかどうか、この点にお尋ねをします。なぜかといいますと、よく今聞かれていますように、病院や診療所はたくさんお金というか、予算的に作れますけれども、そこに賄う医師の派遣というものがままならないような状況でよく報道がされてございます。これらとの接点がないと、現在は10町村間で病院経営や医療体制をとっている訳ですが、市になれば全体的な体制の中で私は考えていかなければならないと、そうした中に適正な施設配置と適正な医師配置もあるだろうというふうに思いますので、今後どのような考えであるかお尋ねをします。

第4点目ではありますが、全体的に財政計画や建設計画が示されているようでございます。10年間の投資的経費も合併10年で約745億円というふうに見ました。先ほど来、平成15年が64億円の投資的経費が平成16年に同じ指標になって、平成17年93億円から以降になっているということで745億円というふうにも見ますが、これら全体の町村間、事業のバランスをとるための方策というものはどのような方法論、その他要因というものがあつたのか。あればお聞かせをいただきたいものだと思います。以上4点。

○議長　いいですか。

○二階堂事務局次長　それでは、すみません。後ろの方からにしたいと思いますが、投資的経費745億円という10年間の合計があるんですが、その中の町村間のバランスというものの考え方があつたかどうかというご質問だったと思いますけれども、確かに我が方ではなく大崎地域ではそういったことが報道されたこともございます。一つこの辺は部会、幹事会等でも協議はしたところでございます。例えば配分をするという考え方が本当にいいのかという協議はしてきました。配分をして各町村に例えば事業計画、こういったものをお任せをするということになりますと、合併がただ建設事業をするための合併になってしまう危険が一つあるのではないかとということが議論されました。そのほかに、いわゆるいろいろな整備をする訳ですけども、ある町はある施策のためにその事業をやると、ところが、ちょっと言葉は申し訳ないですけども、そこまで整備になっていないところは整備

ではなく別なものをしてしまうということになりますと、ますます格差が広がってしまうというようなことも想定がされると。そういったことから、そういった配分といいますか、バランスを考えた配分、そういったものはすべきではないのではないかなという協議がなされてきました。それで、先ほどもこの事業の検討をする際の経過をお話ししましたが、やはり新市を作るためにどのような事業が必要なのかという観点で事業を検討してきたと。たまたまそれが金成さんにあたり栗駒さんにあたりというようなことをございまして、そのような経過のもとにこの投資的経費の計画を立ててきたということをございます。

○濁沼事務局次長　それでは、病院について説明させていただきます。

これは、これまでお話ししましたように新市の病院の経営の一つのスタイルですが、これは幾度と申し上げておりますように、専任の管理者等を置いて、そして全部適用を目指した経営をしていくということにしてあります。それで、当然病院、それから診療所の関係であります。これは病院については病院会計、それから診療所は特別会計ということになると思いますが、ただ、この専任の管理者を置くという基本はこれまでもご説明しておりますように、本来ですと特別会計の部分というのはこれは入ってこないんですが、これはやはり診療所、病院、新市の医療体系からいうと、会計のとり方は別であってもこれは極めて住民に直結する非常に大事な部分だろうということで、これは専任の管理者を置く方向でその管理者については3病院のほかにも特別会計になる診療所も所掌管理をしていただくということで、これも病院の取扱いでお話ししました。具体的にどのような部分かということですが、これは医師対策なりそういう部分も含めた部分を専任的にやっていただくという部分で考えております。

それから、病院を改築とした場合の経営の赤字になった部分云々という部分ですが、これはあくまで会計処理としてはこの病院会計は一つ、それからそれと切り離して特別会計の部分です。その今のお話しですと、病院関係の中での、今ですと三つの病院になりますか、その部分でこれは会計1本でありますから、当然決算は1本になります。ただ、これも前にもご説明しておりますように、その中できちっと目を立てて、その中で一つ一つの病院がきちっとした経営内容が分るような、そういう決算方法をとっていくということです。当然考え方としては一つ一つの病院が独立採算的な経営を目指していくということで、例えば余り考えたくないんですが、そういう中である病院がどうしても赤字にならざるを得ないという部分になりますと、これまでと同じような新市からのいろいろな部分での繰り出しが出てくるのかなというような感じをいたします。

そのときの例えば改築等の問題については、これは一つの病院として個々の部分で検討されるのか、当然会計が1本でありますから、三つの病院を総じた中での判断をされるのか、その辺はまだ確認はしておりませんが、多分後者の方の一つの会計の中での全体的な経営になるのかなという感じがいたしますが、これはここでこうですという部分にはちょっと言いかねます。そういうことになるだろうと思います。

○二階堂事務局次長　それでは、資料4の2ページ、消防分署等庁舎整備事業のご質問だったと思いますが、これは現在の考えられているということでここに計画をした訳ですが、防災センターを建てた後に消防署、栗原東西南北というふうに分けて分署配置をしたらどうかという計画が、構想があるということをございます。それで、まだ場所をどこにするとか、どのようなものにするかという具体

的なところはない訳ですけれども、5分署体制というようなことで将来整備をしていきたいというものでございます。この辺は当然広域の方の組合議会等の会議、話し合いの中で練られていくものというふうに思いますが、現在の構想ではこのような構想があるというものでございます。

それでは、一番最初に資料1の手法の中で、特殊要因を加算するというのが何項目かあった訳ですが、この資料1の4ページに書いてございますけれども、歳入歳出に係る特殊要因、これはあくまでも平成11年から平成15年の数値をもとにして基準値を設け、そこから推計をしているというのは以前にもお話をしました。平成15年と比較して下水道なり介護保険なり、いろいろな事業会計がある訳ですけれども、現在の計画の中で増えたり減ったりする部分が必ずあるかと思えます。それをそれぞれプラスマイナスをしたというのが特殊要因を加算をしたという表現になっておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

○議長 高橋委員。

○高橋光治委員 私はまた1番からで。町村によって何か特殊要因というのはあるのだなと思ひながらも、何か特殊要因という言い方ばりされますと、何が特殊要因なのかということが全然浮かんできません。ただ、町村下にあったやつということですから、具体的に本当は聞きたいんですが、こういうのが特殊要因だということがあればお示しをいただきたいなというふうには思っているんですが、いかがなものでしょうか。

それから、2番目の分署の関係は分りました。

3番目の病院その他の関係であります。これまでも中에서도連結決算をしながら会計1本だよと。そうしますと、これまでは各町村間で医療圏があって、そして病院の建設や病院の経営というものがあったというふうに思ひます。ただ、今後は一つのエリア、市というエリアの中から病院の経営というものが多分出てくるだろうと。そうしますと、これはもう私も予測したくないんですが、全体的には競争でありますから、優秀な病院には患者さんも集まるでしょうし、お医者さんも集まるのかなと。そうでない場合は違ってくる。そうしますと、今度一旦それを運営していくということに決めますと、いかに赤字になろうともみんなて補てんをしていくという体制になっていくのかなと。この点はこの辺でどういう判断をしていくか、医療圏としての病院体制。この点についての方向性というものはあるのでしょうか。いかがなものでしょうか、これは。この点、逆に言えば各町村の診療所などの廃止などというものの危惧をしなければならないのかどうか。この点についてはいろいろな悲喜こもごもの思ひがあると思ひますが、現在の情勢ではどのように考えればよろしいのかお尋ねをいたします。

○議長 病院経営のことについて質問がなされました。3病院、中央病院と若柳、それから栗駒の病院、三つある訳ですが、これらは当然公営企業の中で経理をして参らなければなりません。ただし、これは今考えられていることは連結決算ということになるのかなと思ひます。いずれは中央病院も一つの計算で一つの病院としての計算、それから若柳は若柳、栗駒は栗駒である程度の計算をいたしまして、それを総合して今度一つの決算書を提出するというので、各病院ごとに恐らく収支が分るようにやっていかなければならないものであろうと思ひます。それで、結果的には赤字が生じたというふうな場合の負担の方法ですが、これはやはり新市でもって全部行う訳ですからして、やはりその医療圏のところでそれは負担をしましようということ、若柳の国保病院が赤字になった場合は若柳

から税金を余計取って負担をしましようというふうな訳には参らないと思うんですよ。やはりこれはあくまでも新市の総額の中で、今中央病院に対しまして10ヶ町村がそれぞれの持ち分で負担しております。建設費の負担、これも築館町さんが総括して今負担しておりますが、地方交付税の対象以外の、いわゆる分はそれぞれ建設負担ということで各町村で負担金を出しております。そして、それは病院を運営いたしておりますので、そのような全市的な内容でもってやはりこれは経理をしていかなければならないのではないかなというふうに思います。

○議長 はい。

○二階堂事務局次長 それでは、特殊要因の具体的な例ということでございますが、先ほど各事業会計ともに現在の計画でいろいろ事業をやっている訳でございますが、合併前に事業を行って合併後に償還が始まるといったものがあると思います。ちょっと大変失礼ですが、金成の例でご説明をさせていただきたいと思いますが、姉齒浄水場の建設に係る償還、これが平成17年度から始まると。平成19年度からは沢辺浄水場の償還が始まると、こういった各町村事業の年度によって合併後にそのような償還が出てくるもの、こういったものを特殊要因という形で基礎額にプラスをしていくという推計を行ったというものでございます。

○議長 はい、高橋委員。

○高橋光治委員 事業の部分、合併の場合は債務の部分も財産ということで持ち寄るといいますから、多分いろいろな要因があると思います。そうしますと、特殊要因というのは、そういう部門があった場合には、今度新しい合併になった場合には事業が削られるという捉え方なんでしょうか。今の言い方をしますと、特殊要因が反対の事になれば、今の反対で建設計画が出てこないということの捉え方にもなるように聞こえたんですが、そういう捉え方なんでしょうかお尋ねをします。

それから、3番目の病院の関係なんですが、私、建物だけではなくて、ぜひこれは会長や病院の方を担当している首長さんにもお願いしたいんですが、栗原医療圏というものを考えるというのが一つあると思いますが、よく報道でなされていますように小児科などは栗原医療圏どころではなくて、宮城県北全体が小児科医がいないというようなことで、大変報道されていますし、東北大学に頼ってもなかなかやっとな配置になったとかという、そういう言われ方をしています。そうした場合には、私の捉え方なんですが、金成町は病院を持っていませんから、皆さんにお願いをして健康を保ってきた町村ですから、その辺うんと感じているんですが、ぜひとも全体の医療圏という捉え方をして、今後の新市の病院というあり方を考えていかないと、現在の10町村の枠組みの中での議論だけでは済まないのではないかとというのが一つです。

それから、ぜひここは岩手県北その他と連携をとったり、大崎地域圏の医療圏とか、仙台圏、これらのことも考えた中で今後の病院運営や建設というのが私は必要だというふうに思っていますが、そういう考えでよろしいんでしょうかどうか。この2点についてお尋ねします。

○議長 1点。

○二階堂事務局次長 特殊要因の加算ですが、これはあくまでの推計手法の一つでございまして、資料2の1ページには基礎額というものを一度定めて推計をしております。それで、先ほど申し上げましたように、現在の各町村で行われている事業費、事業でもって将来的に分るものは全てこれに基準額に上乘せをしたということでございます。どの事業が特殊とか、そういった考え方ではなくて、

先ほど申し上げましたように償還が始まる、これは将来的には見込まなければならないよということで上乗せをしたという考え方でございます。

○議長 2番目の医療圏の問題、これ大変難しい問題だと思うんですね。結果的には三つの病院がある訳ですが、やはり中央病院を核といたしまして、栗駒、若柳はサテライト的な役割でもってやっていかなければならないと思います。そういうことからすると、栗駒、若柳は一次診療に主眼を置き、それから訪問看護、それからいろんな、何と申しますかね、なかなか中央病院では面倒の見られないような、いわゆる療養型の病床群、こういうものを抱えてやはり一次診療で栗駒、若柳はやっていくと。やはり中央病院はあくまでもやはり二次診療で行う病院ですからして、小児科とか特殊な診療科目はやはりあくまでも中央病院の方に医師を招へいいたしましてやっていかなければならないのではないのかなというように、今そういう不足をする先生の招へいに今築館の町長さんを中心といたしまして、我々としても今いろいろと、なかなか大学病院、今このように揺れておりますので、医師の招へいといってもなかなか難しいような状況ではございますが、しかし、そういうものを含めて他の地域も探しながら医師の充足をしていかなければならないものであろうなというふうに思っております次第であります。

それではよろしゅうございますか。ございませんか。なければこの財政計画、これで協議会では内容を了承するというので決定していきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

○議長 はい、ありがとうございます。

それでは、財政計画は協議内容でもって了承するというので決定させていただきます。

まだ、60号がありますので、1時間以上たっておりますので、ここで若干休憩をいたします。

25分まで休憩をさせて下さい。

午後5時13分 休憩

午後5時20分 再開

○議長 はい、委員の皆さんよろしゅうございますか。

大分時間もたちましたが、もう1号案件でございますので、ひとつよろしくご審議のほどお願いしたいと思います。

それでは、休憩前に引き続いて再開をいたします。

協議第60号 新市建設計画(第1章 序論～第5章 公共的施設の適正配置と整備)について

○議長 協議第60号 新市建設計画(第1章 序論～第5章 公共的施設の適正配置と整備)についてまででございます。

これは前回の協議会の際に提案理由等の説明をいたしました。これはかねてから1章、2章、3章、4章、5章と、これは各章ごとに協議をして参りましてそれぞれ1章ごと5章まで協議を了承するというので来た訳ですが、ただやはり各章ごとだけでは関連があるので、これを1章から5章ま

で後で一括して提案していただきたいというようなことがございましたので、今回このように一括して提案をいたしたものであります。

ただちに質疑に入りたいと思います。質疑ございませんか。よろしゅうございますか。1回審議していますから、なければ了承するというところでよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

○議長 はい、ありがとうございました。

それでは、協議第60号 新市建設計画(第1章 序論～第5章 公共的施設の適正配置と整備)については原案をもって了承するという事に決定をして参ります。ありがとうございました。

それでは、事務局、後の分をお願いします。

8. その他

○議長 いいですか、その他も事務局の方ではないということです。各町村でこれから住民説明会ですかね、行う予定立てておるところが各町村にあると思います。この資料を発送したそうですから、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

9. 閉 会

○阿部事務局次長 それでは、閉会に当たりまして、千葉副会長さんからご挨拶を頂戴したいと思います。

○千葉副会長 1時半から長時間にわたりまして、熱心にご討議いただきました。委員の皆さん方のご努力に対しまして敬意を表する次第であります。

今日の委員の方のご意見の中に、工業団地という伊藤委員さんの話がありました。製造業とか何か金になって雇用が創出されるようなそういう企業というものを誘致して工業団地を活用したらどうかということであったらと思うんですが、これは県の土地開発公社が持っている土地が工業団地でありまして、県の方でも大体この不景気だということで手を上げているような形でありまして、くりはら産業都市拠点整備促進協議会というのがありまして、これは県の方から何というんですか、提唱されて作った組織であります、それを作った頃はだんだんバブルが崩壊した頃でありまして、特に築館の方に来るといったアスキーというあの会社ですね、なんていうと大変失礼なことですが、ひところは築館でも人口が4万5,000人ぐらいになるんでないかと夢見た人もいます。私は全然夢見なかったんですが、果たせるかなさっぱり来なくなりました。放置されたままになっておる訳でありまして、県でも我々に促進協議会を作ると言われたんですが、一番損したのは築館町であります。志波姫町とか若柳、金成の方が相当調査をして、企業が来ればすぐでも役立つような調査完了したんですが、築館の方は全然調査も何もしないで会費だけ納めた。しかし、伊藤委員さんのご意見はそのような既存のありきたりの企業誘致ではなくて、栗原郡のこの栗原地方の農業とか、そういう地方で営々として努力された農家の人々、もっと新しい農業でも新しい農家経済を安定するようなことに着目して、そういうことでやるということも一方法ではないかということで、私は何か目から

鱗がとれたような感じした訳であります。

それから、この辺、築館町ばかりじゃないんですが、うんとはやっているのがパチンコ屋とか賭博性のもので、それから外食産業、それから物を売る商業のようなのがいっぱい出てきている訳ですね。大きなところも出てくるようですが、これはこの辺の金を取り上げられるだけであって、それがこっちの方に入ってこない産業であります。物を売った人は東京あたりの人が売って、この辺の人が金を払ったということなんです。食べ物を食べたのも東京の人が食べに来るのではなくて地元の人が食べる訳ですから、みんな金を支払うと。パチンコに至っては財産をなくすと、こういう人もいる訳でありまして、こういうことで栗原の発展とか何かという夢見ることは不可能である。だから、私は伊藤委員さんのような卓越したお考えで、もっと目をこの地方でも産業として成り立つようなものを作り出して、創造することは必要だということは私は非常に今日は収穫だったと思います。

それから、水道のことですか、私千葉委員さんの話し聞いて非常に心の中で喜んだんですが、栗駒町で水余っているということは大変いいことだなと。築館町は第8次拡張事業というんで、花山ダム水利権を得たものですから、未給水地域というのは4ヶ所あるんですね、築館でも。水道事業を考えると、どれが模範かという、若柳町でありまして、築館町より60年ぐらい早く水道やっていたところですからね、大正時代からですから。築館町はやっと昭和40年ころから水道と、だから後進地なんですね。従いまして、水利権がないために町民でありながら水道の恩恵を浴さないというのは四つの部落があります。来年から合併だから今年中には本管をとにかく未給水区域を解消するためにやるということで、金をあらゆるところからかき集めて今年中に合併前には全ての地域に本管だけは通すと。その本管の隣が高清水ですから、栗駒で余っている、どういふ方法でつないだらいいかわからないんですけどもね、持っていけるんだらうと思った。ところが、私は素人ですから、それは夢みたいな話で、ただつなげば水がずっと流れるものではないんです。従いまして、技術的に、あるいは水利権の問題等いろいろあるんだらうと思うんですが、さっきは一時は私ほうんと楽しい夢を見たような気持ちになったんですが、どうもその水は若柳の方に行くので、高清水の方までは供給できるだけの水の量であるかちょっと怪しいところが。それで、私の方を見て言ったから若柳でないと思ったんですね。それでも本管だけは通りますから、しかしながら、高清水と瀬峰の方は栗原郡の水よりうまい水飲んでいるから高いたっていいんだと。しかも、大崎から手を離れて栗原郡だけで供給されると借りてた金皆返さなくてはならないそうですね、まだ払わない分は。だから、こっちにしようかそっちにしようかと、水道のために古川市に合併するという訳には今さらできない訳ですから、このところはジレンマですが、水道の水もお互いに融通し合って、できるだけ近隣のところで不足している地域があればそれに供給するというこれは大変いいことだと思います。江戸時代から敵に対しても水を供給したり塩を送ったりするというのは日本の文化でありますから、今度は来年の新市誕生に向けてお互いに融通し合ってみんなが栄えるようにしていきたいというふうに思います。

今日はそういう意味でいろいろな意味での示唆に富んだご意見いただきました。心から感謝を申し上げます。ご苦勞様でした。

午後5時31分閉会